

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合平和維持活動分担金		案件開始年度	平成6年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国連企画調整課	課長 久野 和博	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項／国連憲章第17条第2項、各PKO等設立及び派遣期間延長並びにマンデート変更に関する安保理決議		関係する計画、通知等	-		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際連合平和維持活動(PKO)予算に対する我が国の分担金支払に充てることを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	PKOは、安保理の決議に基づき、国連が加盟国から提供される要員からなる平和維持部隊、監視団を関係当事者の同意を得て現地に派遣し、紛争当事者間に介在して、停戦の監視及び治安の維持等を行うことにより、事態の沈静化や紛争の再発防止に当たるもの。本件は、右PKO予算に対する我が国の分担金支払に要する経費。加盟国による国連経費負担に関する義務に基づく経費であり、必要不可欠なもの。					
実施状況	平成21年度については、国際連合キプロス平和維持部隊、国際連合兵力分離監視隊、国際連合レバノン暫定隊、国際連合西サハラ住民投票監視団、国際連合グルジア監視団、国際連合コソボ暫定行政ミッション、国際連合コンゴ(民)ミッション、国際連合リベリア・ミッション、国際連合コートジボワール活動、国際連合ハイチ安定化ミッション、国連スーダンミッション、国連東ティモール統合ミッション、ダルフルル国連AU合同ミッション、国連中央アフリカ・チャド・ミッション(計14ミッション)予算に対する我が国分担金として、総額126,270,212千円(1,206,506,913ドル)を支払った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	2,399	4,267	22,985	24,768	20,558
	予算額(補正後)	92,290	112,682	124,270		
	執行額	92,290	112,682	124,270		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	639,496	787,347	641,803		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	2008年7月～2009年6月のPKO会計年度予算の決算状況については、2010年5月の国連総会第5委員会再開会期第二部における会計検査委員会報告書に関する審議において、用途が適切であったかどうか確認することになっている。2009年7月～2010年6月のPKO会計年度の決算状況については、2011年5月の国連総会第5委員会再開会期第二部における会計検査委員会報告書に関する審議において、用途が適切であったかどうか確認する予定。				
	見直しの余地	十分な審議を経ず投票で予算決議を採択することは予算の無制限な膨張を引き起こしかねないことから、予算を審議する国連総会第5委員会においては、可能な限りコンセンサスで予算決議を採択することになっている。また、予算の査定については、行財政問題諮問委員会(ACABQ)があり、監査面では事務局内に内部監査室(OIOS)が、さらに外部監査として会計検査委員会(BOA)が設置されている。このような体制の下で、我が国として、第5委員会において最大限効率的な予算が確保されるよう一連の交渉に臨んでおり、可能な限りの精査を全て行った結果と考えている。勿論、PKO予算の今後の審議に当たっても、引き続き同様の精査を行っていく所存。				
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	国際の平和と安定を維持するために重要なPKO活動を支援することは、国連憲章上の義務であるのみならず、世界第2位の分担率を担っている我が国がPKO分担金を滞納すれば、すぐにPKO活動そのものの継続に支障を来すほどのインパクトを持っている。 なお、2007年～2009年の我が国の分担率は16.624%、2010年～2012年の我が国の分担率は12.530%。 費用総額(執行ベース)については、同暦年に国連加盟国が支払いを行った分担金総額を記載。 ・本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合分担金		案件開始年度	昭和32年度	作成責任者	
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国連企画調整課	課長 久野 和博	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 国連憲章第17条2項		関係する計画、通知等	-		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所予算に対する我が国の分担金支払に充てることを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所予算に対する我が国の分担金支払に要する経費。加盟国による国連経費負担に関する義務に基づく経費であり、必要不可欠なもの。					
実施状況	2009年の国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所予算に対する我が国の分担金として、37,889,919千円(367,863,291ドル)を支払った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	40,585	39,019	37,453	39,607	27,235
	予算額(補正後)	76,803	45,557	37,890		
	執行額	77,494	45,557	37,890		
	執行率	100.9%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	226,658	249,699	300,547		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	2008年及び2009年の国連通常予算、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所予算の決算状況については、2010年秋の国連総会第5委員会主要会期における会計検査委員会報告書に関する審議において、使途が適切であったかどうか確認することになっている。				
	見直しの余地	十分な審議を経ず投票で予算決議を採択することは予算の無制限な膨張を引き起こしかねないことから、予算を審議する国連総会第5委員会においては、国際の平和と安全以外の分野について追加経費の上限枠を設置し、可能な限りコンセンサスで予算決議を採択する枠組みが設定されている。また、予算の査定については、行財政問題諮問委員会(ACABQ)があり、監査面では事務局内に内部監査室(OIOS)が、さらに外部監査として会計検査委員会(BOA)が設置されている。このような体制の下で、我が国として、第5委員会において最大限効率的な予算が確保されるよう一連の交渉に臨んでおり、可能な限りの精査を全て行った結果と考えている。勿論、国連通常予算等の今後の審議に当たっても、引き続き同様の精査を行っていく所存。				
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	2007年～2009年の我が国の分担率は16.624%、2010年～2012年の我が国の分担率は12.530%。 費用総額(執行ベース)については、同曆年に国連加盟国が支払いを行った分担金総額を記載。 ・本行政事業レビューシートは、概算要求へ反映する上でレビューが必要となる当初予算部分のみを対象としている。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	朝鮮半島エネルギー開発機構拠出金		案件開始年度	平成6年度	作成責任者	
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	北東アジア課	課長 小野啓一	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)			関係する計画、通知等	KEDO設立協定 軽水炉プロジェクト		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	協定(「軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する朝鮮半島エネルギー開発機構と日本政府との間の協定」)上の義務。本件利子補給については、朝鮮半島エネルギー開発機構(以下、「KEDO」)が国際協力銀行(以下、「JBIC」)に対し、債務を負っている限り、我が国として負担することが協定上求められている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	(1)平成18年5月にKEDO理事会が軽水炉プロジェクトの終了を決定したことに伴い、KEDOは、北朝鮮に対し、KEDOが被った金銭的な損失に対する支払い等を要求しているが、これまで北朝鮮側からの反応は無い状況。 (2)KEDOとしては、現時点で軽水炉プロジェクトを進めるために借り入れたJBIC及び韓国輸出入銀行(KEXIM)からの債務を完済するだけの原資を有しておらず、北朝鮮からの支払いをこれらの銀行からの借入金の返済に充てる考えであるが、上記(1)のとおり、その目処は立っていない。そのため、平成22年度においても、JBICに対する利子補給が必要となる蓋然性が極めて高いところ、そのために必要な経費を計上するもの。					
実施状況	「軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する朝鮮半島エネルギー開発機構と日本政府との間の協定」に基づき、KEDOのJBICに対する債務の利子を年2回、KEDOに対して拠出している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	833	666	506	346	346
	予算額(補正後)	9,802	9,635	9,475		
	執行額	9,771	9,634	9,471		
	執行率	99.68%	99.99%	99.95%		
	費用総額(執行ベース)	9,771	9,634	9,471		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本件拠出は、KEDOの対JBIC債務に係る利子補給(通常予算:義務的経費)と元本の償還(補正予算部分)を目的としており、KEDOを通じて全額JBICに支出されており、その支出先、使途共に完全に把握している。				
	見直しの余地	本件拠出は、協定上の義務(利子補給分)であり、見直しの余地はない。				
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	KEDOの設立経緯及び目的 (1)設立経緯 1994年10月の米朝間の「合意された枠組み」では、同枠組みの定める軽水炉プロジェクトの実施等のために国際コンソーシアムが組織されることとなっており、我が国、米国及び韓国がその設立に関する協議を重ねた結果、1995年3月9日、日米韓3カ国がKEDO設立協定に署名し、朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)が設立された。 (2)目的 「合意された枠組み」は、北朝鮮の過去、現在及び将来の核開発活動に関する透明性を確保すると共に、北朝鮮の核兵器開発の可能性を将来にわたり封じようとするものである。 98年7月のKEDO大使級会議において、軽水炉プロジェクトの経費見積もりが46億ドルとなったことを受け、同年10月、我が国は1,165億円(その時点での10億ドル相当円)、韓国は「総経費の70%」を貢献すること等を内容とするKEDO理事会決議が署名された。 同決議案の採択を受け、我が国は、早期の資金供与を実現するようKEDOとの間の資金供与協定の交渉を行い、1999年5月に同協定に署名した(同年6月30日国会承認)。同協定にしたがって、我が国のKEDOへの資金拠出スキームは、国際協力銀行(JBIC)によるKEDOへの融資と政府によるKEDOへの利子補給の組み合わせとすることとなった。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合食糧農業機関(FAO)分担金		案件開始年度	昭和27年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	国際連合食糧農業機関憲章第18条2項、及び同財政規則第6条2項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	世界の食糧・農業問題の改善に貢献していくため、FAO加盟国である我が国として義務的経費である2010年度分担金を拠出している。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	国際連合食糧農業機関憲章第18条2の規定により、第36回総会にて決定された事業計画予算(2010-11)のうち、2010年(平成22年)予算に係る我が国分担金を支払うための経費である。本件分担金は、主として事務局運営経費(人件費等)に充てられる。					
実施状況	毎年1月1日付けでFAO事務局より我が国に対して分担金の請求書が送付される。これに基づき、我が国の予算成立後に分担金を支払うこととなる。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	9,227	10,295	7,193	8,041	7,481
	予算額(補正後)	9,227	10,295	7,193		
	執行額	9,227	10,295	7,193		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	9,227	10,295	7,193		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	FAOは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書を作成し、外部監査を受けた上でその結果と共に公表することとされている。我が国としては、これらの内容を適宜把握するとともに、他加盟国の分担金滞納状況等疑義ある点について理事会等の場において指摘すること等により、事業の効率化に努めている。				
	見直しの余地	現在FAOには、191ヶ国が加盟。ほぼ世界全体をカバーする食料・農業分野のフォーラムであり、この分野を重視している我が国としては、引き続きFAO加盟国として活動が続けていく必要がある。 なお、効率的な事業執行を働きかけていくことにより、できる限り分担金負担の圧縮に努める必要もある。				
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	FAOは、食料・農業分野における(1)食品規格や植物検疫措置等の国際基準の策定・実施、(2)途上国に対する技術協力、(3)世界情報の収集・伝達、(4)中立的な議論の場の提供、(5)国際的な人材育成の5つの役割を果たしている。 特に上記(1)について、FAOは、FAO憲章第14条に基づいて、条約・協定を採択・実施するとともに、これら条約等の事務局として国際基準等を策定している。かかる国際基準の策定・実施において、国益を十分反映させるためには、FAOへの加盟が不可欠。 これら条約のうち多くは、策定・改定交渉及び事務局をFAOの下とすることがア・プリオリに決定されたわけではなく、その過程において、交渉参加国の多くがFAOの下で交渉を行うこと、事務局をFAOの下に置くことを選好した結果である。これは、 ① FAOの中立性が認められていること、及び ② 専門的な知見が評価されていること、 によるところが大きい。					

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際原子力機関分担金		案件開始年度	昭和32年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	不拡散・科学原子力課	課長 小泉 勉	
会計区分		一般会計		上位政策	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務および安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3号		関係する計画、通知等	国際原子力機関憲章第14条D		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		2009年IAEA通常予算として、2008年IAEA総会で割当てられた我が国のIAEA分担金であり、同機関の二大目的である原子力の平和利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保に貢献することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		本件分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及びセキュリティ、④原子力検認(保障措置)、⑤政策、マネージメント及び官房、⑥開発のための技術協力マネージメントに、資本投資は①保障措置インフラ、②事務局インフラに使用される。					
実施状況		我が国の分担金は2009年6月に送金済み。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	7,520	7,042	6,556	6,276	5,465
		予算額(補正後)	7,520	7,042	6,556		
		執行額	7,520	7,042	6,556		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	39,026	47,243	不明		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	2009年IAEA通常予算の使途は事前に決定されており、加盟国に公表されている。また、同予算の執行状況についてもIAEA事務局から加盟国に対して随時情報提供がなされるため、加盟国は同状況を十分に把握することができる。なお、2010年9月のIAEA総会で公表予定の2009年通常予算決算書及びIAEA年次報告書を通じて、2009年のIAEA事業実施状況を把握することができる。					
	見直しの余地	世界的なエネルギー需要の増大と地球温暖化問題等を背景に、原子力導入を企図する諸国が増大する一方で、北朝鮮やイランの核問題への対応にみられるように、核不拡散体制を維持・強化するための保障措置の強化が従来にも増して重視されており、IAEAの活動への需要は増加する一方である。このような中、IAEA自身、既にIAEA職員の旅費の節約や、IAEAにおける情報システムの統合・強化などの経費節減措置を講じてきている。引き続き同様の努力と予算の合理化を求めては行くが、非核兵器国中最大の原子力先進国であり、理事会指定国、かつ天野事務局長を輩出している我が国に対する期待は大きく、応分の負担は当然と言わざるを得ない。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金		案件開始年度	昭和27年		作成責任者
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室		室長 清水 武則
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ユネスコ憲章第9条: 予算 ユネスコ財政規則(1951年)第5条第5項: 資金の調達		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	国連憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語、宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権、基本的自由に対する尊重の念が世界に遍く行き渡るように教育、科学、文化、コミュニケーションを通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ユネスコ分担金は加盟国の義務的な分担金であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。我が国を含む加盟国からの拠出により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規範設定等を実施している。					
実施状況	2年に一度開催されるユネスコ総会で2か年事業・予算が採択され、右に基づいて具体的な組織運営及び事業が実施される。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	7,317	6,826	4,673	4,748	4,050
	予算額(補正後)	7,317	6,826	4,673		
	執行額	7,317	6,826	4,673		
	執行率	100	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	通常予算はユネスコ総会において全加盟国によって審議・採択されるものであり、採択後はユネスコの諸規則に則って執行されている。執行状況については、ユネスコ執行委員会(年2回)及びユネスコ総会(2年に1回)において、ユネスコ事務局または外部監査官による財務状況の報告が行われ、執行委員国または加盟国による状況把握・議論の機会が設定されている。また、当初予算以外の支出が必要となる場合には、ユネスコ関連規則ないし関連決議に基づき、事務局長が執行委員国に対して事前に承認を得る、または事後に報告することとなっていることから、使途は把握している。 なお、事務局以外の支出先については、事務局からの報告の項目としては含まれていない。				
	見直しの余地	-				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		経済協力開発機構分担金		案件開始年度	昭和39年度		作成責任者
担当部局		経済局		担当課室	経済協力開発機構室		室長 清水享
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第1項口及び同第3項 経済協力開発機構条約第20条2		関係する計画、通知等	—		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		我が国は、1964年の加盟以来、OECDの様々な活動に貢献するとともに、これらから多くの知見を得、我が国自身の経済・社会システム改善に役立ててきている。また、OECDの議論、協議の場は、国際社会におけるルール作り、先進国標準作りにおいて、我が国の立場を反映させる絶好の機会ともなっている。このような状況から、OECDの活動に積極的に参加していくことを目的としている。また、OECD分担金の支払いは加盟国の義務であり、我が国がOECDにおける発言力を確保するためにも必要である。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		OECD(経済協力開発機構)は、マーシャル・プランの受入機関であったOEEC(欧州経済協力機構)を発展的に改組して1961年9月に発足した。当初、英国、仏、独等の旧OEEC加盟18カ国に米国とカナダを加えた20カ国で発足したが、64年に日本、その後更に9カ国が加盟し、現在は30カ国となっている。 OECDは、(1)高度な経済成長の持続的達成、(2)開発途上国に対する援助、(3)世界貿易の拡大の三大目標を掲げ、マクロ経済、貿易、投資、環境、科学技術、労働、社会政策、開発途上国援助等の極めて広範な分野にわたる加盟国間の政策調整、情報・ノウハウの交換、資料作成、共同研究等の協力を行っている。また、非加盟国・地域との協力を強化することが必須との観点より、アジア、ロシア、南東欧等への様々な協力も行っている。					
実施状況		平成21年度において4, 556百万円を拠出した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	6,734	7,409	4,556	3,692	3,126
		予算額(補正後)	6,734	7,409	4,556		
		執行額	6,158	7,409	4,556		
		執行率	91.4%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	6,158	7,409	4,556		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	OECDの予算年度は暦年(1月から12月まで)であり、予算総額は、通常前年末までに理事会で決定される。予算は、全加盟国が分担率に応じて義務として支払うⅠ部予算と、活動に参加するか否かは加盟国の任意であるものの、その活動に参加する場合は支払いが義務的なものとなるⅡ部予算から構成される。 現在、加盟国は、予算総額からOECD出版物収入などを差し引いた額に各国の過去3年間のGDP等を基に算出される分担率を乗じた額を負担している。Ⅱ部予算はプログラム毎に分担率が決定され、そのルールは概ねⅠ部予算にならうこととされている。 2008年、Ⅰ部予算総額の30%を基礎料として各加盟国が均等に分担し、残りの70%を負担能力原則に応じて分担する仕組みが決定され、結果として、我が国や米国のような大国の負担は大幅に軽減された。					
	見直しの余地	Ⅰ部予算については改革が行われたが、Ⅱ部予算については、プログラム毎に分担率が決定されているところ、引き続きⅠ部予算に概ねならいつつ、日本にとって不利な改革とならないよう議論を行う必要がある。					
予算監視の・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際刑事裁判所(ICC)分担金		案件開始年度	平成19年度		作成責任者
担当部局		国際法局		担当課室	国際法課		課長 三上 正裕
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際刑事裁判所に関するローマ規程(多国間条約)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際刑事裁判所の目的である国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における「法の支配」の確立を推進する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、我が国の分担金は、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者の保護等の活動のために使われている。 国際刑事裁判所及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、111カ国の締約国中トップ(2010年度は18.6%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。					
実施状況		(1) 我が国は、1998年のローマ外交会議に積極的に参加する等一貫してICCの設立を支持し、その実現に向けて努力してきた。我が国は2007年10月に正式に加盟を果たした。我が国のICCへの加盟は、国際社会における重大な犯罪の撲滅と予防、法の支配の徹底という我が国外交政策の推進に資することとなる。 (2) 2007年11月の裁判官補欠選挙では我が国の齋賀富美子人権担当大使がトップ当選し、2009年1月の同通常選挙で再選を果たした。2009年4月、齋賀判事が急逝されたため、同年11月に裁判官補欠選挙が行われ、我が国の候補者として立候補した尾崎久仁子大使がトップ当選を果たした。 (3) 我が国は、ICCの制度作りや運用、国際刑事法・人道法の一層の発展・形成に積極的に参画し、裁判官をはじめとする邦人職員を継続的に送り込むことにより、国際社会における「法の支配」の確立に貢献している。また、我が国は、2010年5～6月のICC規程検討会議に関連し、制度改革のための様々な提案を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	719	3,367	2,935	3,069	1,751
		予算額(補正後)	719	3,367	2,935		
		執行額	958	3,367	2,935		
		執行率	133%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	958	3,367	2,935		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算の支出先は、予算財務問題の専門家で構成される予算財務委員会(CBF)の報告書と毎年11月の締約国会議によって承認される予算書の中で決定されており、不明朗な支出項目があれば締約国が異議を申し立てることが可能である。なお、裁判所の書記及び検察官は、承認された各機関の予算の範囲内であれば、支出項目間で支出額を調整することが可能である(予算財務規則104.3)。予算の使途については、CBF及び締約国会議に提出される裁判所の予算執行状況に関する報告書において報告されているほか、CBFが予算財務規則に違反する支出がなかったか否か確認しており、また、外部会計監査人(英国会計検査院)が第三者の立場から会計監査を行っている。さらに、裁判所の内外の委員によって構成される監査委員会が設置されている。なお、我が国からCBF委員1名を輩出している。					
	見直しの余地	裁判所の首席行政官である書記は、裁判所の運営の効率化に熱心に取り組んでおり、2010年度予算案では、書記局については名目ゼロ成長(ZNG)を達成した。これは、これまで我が国が裁判所行政の効率化の促進を主張してきたことの反映であり、今後も締約国会議等の場で裁判所行政の更なる効率化を求めていく考えである。					
予算監視の効率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート（外務省）								
案件名		オゾン層保護基金拠出金		案件開始年度	平成3年度	作成責任者		
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義		
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第10条			
案件の目的 （目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内）		効果的なオゾン層保護対策を確保することは全ての国に共通した責任であり、また、オゾン層保護対策を推進する上で途上国援助措置が不可欠である。本件基金は、このような途上国のオゾン層保護対策支援を行うことを目的としている						
案件概要 （5行程度以内。 別添可）		1990年6月にロンドンで開催されたモントリオール議定書第2回締約国会合において、開発途上国（議定書第5条1適用国）におけるオゾン層保護対策の実施を支援するために、本基金の設立が合意された。本基金による開発途上国支援の内容は、オゾン層破壊物質（ODS：Ozone Depleting Substances）及びODSを用いた既存の生産設備を廃棄し、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクトを策定・実施することである。						
実施状況		本基金は、先進国（議定書第5条1非適用国）及び開発途上国（議定書第5条1適用国）からそれぞれ7か国、計14か国で構成される執行委員会（Executive Committee）によって運営されており、支援プロジェクトは主に、履行機関（Implementing Agency）として指定されているUNDP、UNEP、UNIDO及び世界銀行を通じて実施される。執行委員会は、支援プロジェクト（国別行動計画、投資プロジェクト及び技術援助等）の検討・承認、基金予算の管理及び支援資金の配分の決定、プロジェクトの履行のモニタリング及び支援方法のガイドラインの策定等を行う。						
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
		予算額（当初）	3,406	3,318	2,772	2,530	2,476	
		予算額（補正後）	3,406	3,318	2,772			
		執行額	3,406	3,318	2,772			
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%			
		費用総額（執行ベース）	3,406	3,318	2,772			
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途は、1年に3回開催される執行委員会での支援プロジェクトの審査と承認の過程において把握される。支援プロジェクトの選定は、毎年第1回目の執行委員会でご実施機関から提出される事業計画（向こう3ヶ年分）を検討し、掲載されたプロジェクト案件に関して、議定書の遵守に不可欠であるか、支援を必要とする全ての国を対象としているか、等を基準として選別がなされた後、具体的なプロジェクト申請として再度個別に提出され、審査を経て承認がなされる。プロジェクトの実施状況に関する報告（半年に1回）が執行委員会に提出され、実施状況に遅延が見られる場合には、モニタリングの対象となる。プロジェクト終了後、レビュー報告が執行委員会に提出される。以上の過程を経て、支出先及び用途の水準及び状況は詳細に把握されている。						
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。						
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。							
補記								

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	国際連合工業開発機関(UNIDO)分担金		案件開始年度	昭和62年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球規模課題総括課		課長 松浦 博司
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際連合工業開発機関憲章第15条第1項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国連機関であるUNIDOに対する加盟国としての義務を果たし、MDGsの達成に貢献する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	UNIDOの管理費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出(通常予算)に対する分担金を負担。					
実施状況	UNIDOの予算総額は、78,305千ユーロ(2010年)。その下で、開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋(投資促進事務所(東京等 10カ国、13ヶ所に設置)等を通じ実施)、開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案の工業化に関する資料収集、分析及び情報交換の促進等を実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	2,438	2,683	2,339	2,129	1,840
	予算額(補正後)	2,438	2,683	2,339		
	執行額	2,390	2,683	2,339		
	執行率	98.0%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	2,390	2,683	2,339		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	通常予算に基づくUNIDOの活動報告、財務報告等の詳細については、全加盟国から構成するUNIDO総会(2年に1回)並びに日本が設置以来一貫して理事国・委員国を務める工業開発理事会(年1～2回)及び計画予算委員会(年1回)に対し資料(年1回作成される年次報告書を含む。)が提出され、加盟国によって審議が行われる。 UNIDOの活動については、UNIDOのホームページで随時情報が公開される。				
	見直しの余地	UNIDO憲章(昭和60年条約第6号)の第15条に基づく義務として、各加盟国は、国連分担率を基礎としつつUNIDO総会が決定する分担率に従い自国に割り当てられる通常予算の支出につき負担することになっており、一方的な分担金額の削減・見直しは困難。 日本は、UNIDO工業開発理事会の理事国、計画予算委員会の委員国として、UNIDOに対し経営改革及び効率的な運営を求めるとともに、通常予算編成毎に厳しい見直しを実施することにより、予算総額の抑制に努力しており、この努力を継続する。				
予算監視・効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	・UNIDOは、工業開発及び環境・エネルギー分野で途上国における事業活動を行う中心的国連機関であり、その事務局長は国連エネルギー(再生可能なエネルギーの促進等)に取り組む国連20機関の調整機構)の議長として同分野の国連の活動に強い影響力を持つ。 ・日本は、最大の分担金負担国(22%)として、UNIDOの主要意志決定機関である工業開発理事会及び計画予算委員会についてそれぞれの設置以降、一貫して理事国・委員国を務めている。 ・アフリカ諸国はUNIDOを極めて重視。					

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		包括的核実験禁止条約機関準備委員会分担金 (CTBTO)		案件開始年度	平成9年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	軍備管理軍縮課	課長 鈴木 秀雄	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CTBTO準備委員会の設立に関する決議の付属第5項(a)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		CTBT(包括的核実験禁止条約)は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、世界に337か所設置される監視観測施設の建設・運営、現地査察の準備等、検証制度を整備することが定められている。右検証制度の整備に関する審議において我が国として主導的な役割を役割を果たしていくために、本準備委員会の経費を分担する必要がある。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		CTBTは条約の履行を確保するために、(1)国際監視制度(IMS)、及び(2)現地査察(OSI)を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で8割方完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要。またOSIについては、査察技術を確立するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。CTBT発効促進の先頭に立つ我が国として、かかる検証制度の整備に係る審議において主導的な役割を果たしていくために、必要な経費を分担する。					
実施状況		我が国は米国に次いで二番目の分担金を支払っているが、平成19年度以降、締約国の増加及び国連分担率の低下により、分担金総額は約7億円減少。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	2,487	2,262	1,875	1,776	1,833
		予算額(補正後)	2,487	2,262	1,875		
		執行額	2,487	2,255	1,893		
		執行率	100.0%	99.7%	101.0%		
		費用総額(執行ベース)	11,409	11,627	未報告		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	分担金はIMS及びOSIの整備に使用されており、CTBTO準備委員会技術事務局(PTS)の報告書において整備の進捗状況を確認している。また、会計報告書により、使途を把握している。					
	見直しの余地	条約の早期発効が期待される中、検証制度の整備が急がれるところであり、分担金は必須。今後は特に、準備の遅れているOSIの整備が重要であり、右に係る経費の増加が避けられないものと思料。我が国はCTBT発効促進の観点から、準備委員会の活動を支援するとともに、準備委員会に対し、無駄のない効率的な予算配分を求めていく。					
日本の		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記		CTBTO準備委員会は、1996年11月、CTBTの署名国会議で採択された決議により、同条約の発効後の第1回締約国会議開催までの間、条約の実施、特にCTBTO設立及び同条約の検証制度整備のための活動を行うことを目的として設立された。IMSは、世界各地に設置された地震波、放射性核種、水中音波、微気圧振動の監視観測施設を通じて、核実験を探知する制度であり、OSIはいずれかの締約国の要請を受け、条約の規定に違反して核実験が行われたか否かを明らかにし、また違反した可能性のある者を特定するのに役立つ情報を可能な限り収集することを目的として実施されるものである。					

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		化学兵器禁止機関分担金(OPCW)		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	生物・化学兵器禁止条約室	室長 今給黎 学	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CWC第8条7項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度(申告と査察)により確保するもの。大量破壊兵器である化学兵器の全廃を実現するために、締約国はCWC(化学兵器禁止条約)に基づきその検証・査察活動費や機関の運営費を負担する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		CWCには条約の完全な履行を確保するために、査察による検証制度が設けられており、各国による申告に基づき、化学兵器の廃棄及び化学産業に対する査察が実施されている。また、普遍化促進及びCWCの国内実施強化はCWCの完全な履行のために重要であるとともに、近年脅威となっている非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。また、化学兵器による攻撃が実施された場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備を行うなど、CWCの完全な履行のために様々な案件を実施している。					
実施状況		OPCW(化学兵器禁止機関)は、5年連続名目ゼロ成長予算を達成しており、効率的な予算の使用が実施されている。我が国の分担率は国連の分担率に準拠しており、21年度は約17%、米国に次ぎ2番目の分担金を負担。OPCWの活動により、世界の化学兵器の廃棄は確実に進捗しているとともに、化学テロ対策のための不拡散の強化も実施されているところ、我が国として、軍縮・不拡散外交を積極的に推進し、国際の平和と安全に貢献するとの観点から、こうしたOPCWの活動を支援する必要がある、分担金を引き続き負担する必要がある。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,671	1,370	1,419	1,453	1,080
		予算額(補正後)	1,671	1,370	1,419		
		執行額	1,494	1,371	1419		
		執行率	89.4%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	10,330	11,664	10,187(暫定)		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	分担金はCWC第8条7のとおり、運営費その他の費用に関連するもの及び検証の費用に関連するものの項目から成る。締約国会議及び執行理事会においては、予算執行状況に関する報告がなされており、執行状況について透明性が確保されている。					
	見直しの余地	OPCWの活動により、世界の化学兵器の廃棄は確実に進捗しているとともに、化学テロ対策のための不拡散の強化も実施されているところ、我が国として、軍縮・不拡散外交を積極的に推進し、国際の平和と安全に貢献するとの観点から、こうしたOPCWの活動を支援する必要がある、分担金を引き続き負担する必要がある。また、5年連続名目ゼロ成長を達成するなど、無駄のない効率的な予算の策定及びその執行が行われている。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記	1993年1月に署名開放された化学兵器禁止条約(CWC)は、1997年4月29日に発効。条約の発効に伴い、条約の実施機関であるOPCWが設立された。 大量破壊兵器の1つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄を規定し、同時に、米国やロシア等が保有している化学兵器を一定期間内(原則として10年以内。5年の延長可能)に廃棄することを定めたものである。また、条約遵守を確認するための検証制度(申告及び査察)を設けており、OPCWがその実施に当たっている。こうした検証制度は従来の軍縮条約にない画期的なもの。						

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		国際原子力機関拠出金(技術協力基金)		案件開始年度	昭和34年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	国際原子力協力室	室長 新井 勉	
会計区分		一般会計		上位政策	エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務および安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際原子力機関憲章第14条F		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際原子力機関(IAEA)の二大目的(平和的利用促進と不拡散)のうち、平和的利用促進の一環である開発途上加盟国に対する技術協力実施を目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		開発途上国の要請に基づき、医療・健康、食料・農業、放射性廃棄物の管理、放射線同位元素供給及び放射線技術、環境、水資源、原子力科学、等の分野で、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で技術援助を行っている。更に、各種報告書の出版、各種会合の開催、関連データベースの整備等原子力の平和的利用に関する情報交換の促進にも貢献している。開発途上国に対する原子力を利用した技術協力事業を推進しこれら諸国の発展を促すこと、及びこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることは、我が国にとっても重要。原子力先進国でありIAEA理事会指定理事国である我が国が果たすべき役割は大きい。					
実施状況		要請書に基づき、2009年11月に送金済み。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1,743	1,450	1,404	1,280	1,099
		予算額(補正後)	1,743	1,450	1,404		
		執行額	1,743	1,450	1,404		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	1,743	1,450	1,404		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	IAEA総会等で公表する予算決算書やIAEA年次報告書を通じて、その年のIAEA事業実施状況を把握することができる。					
	見直しの余地	IAEA加盟国が十分な恩恵を受けるためには、本技術協力基金は重要な手段の一つ。引き続き同様の努力と予算の合理化を求めて行くが、非核兵器国中最大の原子力先進国であり、理事会指定国、かつ天野事務局長を輩出している我が国に対する期待は大きく、特に天野事務局長はIAEAを通じた途上国支援を重視していることから、応分の負担を行うことが必要である。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	世界貿易機関(WTO)分担金		案件開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	国際貿易課	課長 飯島 俊郎	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項 外務省設置法第4条第2項 外務省設置法第4条第3項 WTO設立協定第7条		関係する計画、通知等	—		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	我が国の経済的繁栄を可能とならしめている多角的自由貿易体制の維持・強化に中心的役割を果たしているWTOに対する我が国としての応分の負担のための経費。					
案件概要 (5行程度以内。 別添可)	(1)閣僚会議は原則2年に1回開催。WTOの重要事項(WTO協定の義務免除、改正、解釈決定、不適用等)についての決定又は検討を行う。(2)一般理事会において、予算見積りの採択、他の国際機関等との取決め、WTO全般の任務に関する決定等を行う。(3)貿易交渉委員会合合は、一般理事会の下、2002年1月より開始されたドーハ・ラウンド交渉全体を総覧し、各分野の交渉が行われている7つの交渉グループから交渉の進捗状況や結果の報告を受ける。(4)分野別理事会は、夫々物品の貿易に関する多角的協定、サービス貿易一般協定、貿易関連知的所有権協定の運用及び実施の監視を行う。(5)その他の活動も行われている。					
実施状況	WTOは、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成されたWTO協定を運用し、また、その実施を監視するため、精力的に種々の活動を行っている。また、ドーハ・ラウンド交渉に関し、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止することによって、各国との経済成長、物品及びサービス貿易の拡大、及び世界の資源の最適な利用に寄与するべく、精力的に種々の活動に取り組んでいる。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	979	1001	989	769	853
	予算額(補正後)	979	1001	989		
	執行額	979	1001	989		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	979	1001	989		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算の執行結果については、年度終了後、WTO事務局は速やかに決算報告書を作成、行財政委員会に提出し、併せて独立した会計検査機関による会計検査報告が提出される。これにより、予算の支出先、使途を適切に把握することができる。また、1年に数回開催される行財政委員会公式会合において、予算の各費目の執行状況につき随時報告が行われており、予算の執行状況についての透明性は高い。右報告書等によれば、WTOにおいて予算は適切に執行されている。				
	見直しの余地	WTO設立協定第7条の規定に従い、一般理事会は、事務局長が作成する予算及び分担金についての報告書を行財政委員会の検討・勧告を受けて採択する。右により決定された分担金の支払いは、加盟国に課せられている協定上の義務である。また、ドーハ・ラウンド交渉において我が国の主張を実現していくためには、財政面において国力に見合った貢献を行うことが最低限必要となる。				
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	アジア生産性機構(APO)分担金		案件開始年度	昭和36年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	国別開発協力第一課		課長 清水 茂夫
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	アジア生産性機構規約第33条前段		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	アジア・太平洋地域の経済発展を図るため、加盟国相互間の協力により、加盟国の産業及び農業の生産性を向上させること。我が国は、生産性向上運動の先進国、APOのトップドナー、APO事務局ホスト国、APO歴代事務局長輩出国として、我が国で開発された生産性向上手法を積極的に加盟国に普及していく。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	APOは年間100件以上のプロジェクトを実施している。主要なものは、①加盟国の民間企業関係者及び生産性本部関係者を対象とした、生産性向上に関する研修、セミナー、調査、会議の実施、②加盟国の生産性の計測のための調査の実施及びデータブックの作成、③生産性向上と環境改善の両立を目指した事業の一環として、エコプロダクツの国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施。APOは、加盟国の生産性本部のネットワークを活用することにより、合理的・効率的にプロジェクトを実施している。加盟国は1つ以上のプロジェクトをホストすることとなっている。					
実施状況	2009年は、プロジェクト(研修、セミナー、調査、会議開催等)を124件実施した他、ジャカルタでエコプロダクツの国際見本市である「エコプロダクツ国際展」を開催するとともに、エコプロダクツのデータブックを作成した。また、個別の専門家派遣を44件(44名)実施している。2009年のAPO事業の裨益者数の合計は3350名。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	887	864	728	664	650
	予算額(補正後)	887	864	728		
	執行額	887	864	728		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	887	864	728		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	分担金の支出先はAPO事務局。 分担金の用途は、外部監査法人が毎年作成している会計報告書(対象期間は暦年。翌年の4月に加盟国に配布される。)及び事業実施報告書で把握している。右会計報告書に、個々のプロジェクトへの支出状況を含むAPO予算全体の決算状況が記載されている。実施しているプロジェクト数が多いため、個々のプロジェクトの内容及び効果についての詳細な把握は困難であるが、大規模な事業である「エコプロダクツ国際展」や書籍として発行される「エコプロダクツ・データブック」については可能な限りオンタイムでフォローしている。 なお、我が国はトップドナー、事務局ホスト国、歴代事務局長輩出国として、APO事務局に対し財政規律の改善を継続的に申し入れている。				
	見直しの余地	他の国際機関と連携を深めることにより、これら機関が生産性分野の事業を実施する際に、APOよりリソースを提供したり、または、一部の事業の委託を受けたりすることを検討する。 また、引き続きAPO事務局に対し、財政規律の改善を申し入れるとともに、必要であれば我が国から具体案を提案する。				
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際移住機関(IOM) 分担金		案件開始年度	平成6年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	緊急・人道支援課	課長 河原 節子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	IOM憲章第2条及び第25条		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際移住機関(IOM)の加盟国は、IOM憲章の規程に基づき、機関の運営費である管理予算に充てられる分担金を理事会及び加盟国が合意した分担率に基づき支払う義務があるところ、加盟国としての義務を果たすため。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等の「人の移動」において、輸送支援を中心に豊富な知識と経験をもち、世界各国から高い評価を得ている。特に、近年、国際的な人の移動が活発化するにつれ、人身取引等、人の移動に関する「負の側面」が深刻な問題となっており、移住の管理行政部門で突出したノウハウを有するIOMの役割に注目が高まっている。IOMのこのような活動を支援することを通じて、紛争地域周辺の安定と平和の維持、自然災害被災地の迅速な復興等「人の移動」に関する深刻な問題への対応すると共に、我が国が難民・避難民問題、人身取引、自然災害等の問題に対して積極的である姿勢を国内外にアピールする。					
実施状況		440箇所以上のフィールドにおいて、2030以上のプロジェクトを実施。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	668	626	646	603	477
		予算額(補正後)	668	626	646		
		執行額	668	626	646		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	668	626	646		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	年次報告書(会計監査済み)によって把握。					
	見直しの余地	義務的拠出であるため、見直しの余地なし。					
予算チームの所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分 担金		案件開始 年度	昭和50年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に 係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計 画、通知等	経済協力開発機構条約第20条2		
案件の目的 （目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内）	国際エネルギー計画(IEP)の実施を通じて、短期及び長期のエネルギーの需給構造の改善、エネルギーの安定供給の 維持等を図る。					
案件概要 （5行程度以内。 別添可）	(1) 我が国のエネルギー安定供給に資するため、IEA加盟国との協調体制を維持・強化する。 (2) 石油供給のほとんどを輸入に依存している我が国は、石油供給中断の際、IEAの石油備蓄緊急放出制度等の緊急時 対応により益するところが大きい。 (3) 国際世論に影響力があるIEAが発するメッセージが我が国に有利になるように働きかける必要がある。 (4) アジア地域のエネルギー分野に対するIEA加盟諸国の支援を促進するために、我が国がリーダーシップを発揮する場 としてIEAを戦略的に活用することが必要。					
実施状況	毎年OECD事務局より我が国に対して分担金の請求書が送付される。これに基づき、我が国の予算成立後に分担金を支 払っている。					
予算の状況 （単位:百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	528	604	519	361	375
	予算額(補正後)	528	604	519		
	執行額	488	604	519		
	執行率	92.5%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	488	604	519		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	IEAは、会計年度終了後に決算書及び事業実施報告書が作成されるため、我が国は、これらの内容を精査・把握してい る。また、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管 理に努めている。				
	見直しの 余地	資源・エネルギーを輸入に依存し、極めて脆弱なエネルギー環境に依拠する我が国が、石油の供給途絶時などの緊急時 対応を司るIEA加盟国として活動し続けることは不可欠であると考えているが、理事会や予算委員会などで引き続き効率的な 業務運営への働きかけを行っていく。				
予算 チーム 監視の 所見 効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補 記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		気候変動枠組条約拠出金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	気候変動課	課長 加納 雄大	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	気候変動枠組条約第7条2（k）及び第1回締約国会議決定		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		地球温暖化問題に対処するための国際的な取り組みを定めるもの。温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、先進国における温室効果ガスの抑制削減措置の実施、途上国の取り組みに対する支援等を定めている。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		条約締約国に義務づけられた拠出金。					
実施状況		義務づけられたとおり拠出している。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	343	290	298	254	189
		予算額（補正後）	343	290	298		
		執行額	241	290	298		
		執行率	70.4%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	241	290	298		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	締約国会議で決算報告があり、用途の把握を行っている。					
	見直しの余地	締約国会議で決定される事務局総予算を基に一定のルールで自動的に算出される義務的な拠出金であるため、見直しの余地はない。 我が国は補助機関会合や、事務局総予算に関する国際交渉の場（締約国会議）で事務局総予算の削減を提案し、その増加に強く反対している。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		生物多様性条約拠出金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	生物多様性条約第20条1項及び第2回締約国会議決定		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		生物多様性条約は、1992年5月にナイロビで採択され、1993年12月に発効（我が国は1993年5月に締結）。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする条約で、本案件は同条約の目的を推進するため条約事務局を支援することを目的とする。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、主に以下の活動を実施する。（1）締約国会議の準備、（2）条約に基づく報告書作成、（3）他の関係国際機関との協力、（4）締約国会議が決定する他の任務の遂行、（5）補助機関活動に関する事務、（6）クリアリングハウスメカニズムに関する事務、（7）カルタヘナ議定書により課された任務の遂行。					
実施状況		基本的には、条約の戦略計画や各種作業プログラムに基づく条約の内容の着実な実施のために、義務的拠出金が然るべく執行されている。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	208	212	238	193	232
		予算額（補正後）	208	212	238		
		執行額	262	212	238		
		執行率	126.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	262	212	238		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	財政報告書は2カ年ごとのCOP（締約国会議）で締約国に対して提出されることとなっており、その報告書をもって我が方拠出の使用状況を含め予算執行状況を把握することが可能。また随時必要に応じて、条約事務局の財政担当職員に対し財政事項に関する照会を行い、情報の把握に努めている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際海洋法裁判所(ITLOS)分担金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局	国際法局		担当課室	海洋室	室長 加藤喜久子	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際海洋法裁判所規程第19条1		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	海洋に関連する締約国間の紛争等の平和的解決に資するため、分担金支払いによりITLOSの組織整備を助け、公正な裁判制度を維持する。なお、我が国はITLOS分担金の最大の拠出国である。					
実施状況	ITLOSには設立以来、16件の訴訟及び1件の勧告的意見の要請が付託された。わが国は、みなみまぐろ事件(1999年)並びに第88豊進丸事件及び第53富丸事件(2007年)において、ITLOSにおける訴訟の当事国となっており、ITLOSを通じて紛争を平和的に解決した実績を有する。わが国は分担金の最大の拠出国であるとともに、山本草二元裁判官(任期:1996～2005年)、柳井俊二裁判官(任期:2005年～2014年)の輩出を通じて、積極的な人的貢献も行っている。ITLOSは訴訟事務に加え、国際法分野における人材育成のため、セミナーやワークショップも実施してい					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	264	284	235	256	151
	予算額(補正後)	264	284	235		
	執行額	264	284	235		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	264	284	235		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国連海洋法条約締約国会議におけるITLOS予算の審議に参加することにより予算案及び決算状況を把握している。				
	見直しの余地	我が国は、海運、漁業を始めとする多くの海洋権益を有する海洋大国であり、国連海洋法条約を基礎とする海洋秩序の維持は我が国の国益に直結する。海洋法の解釈・適用に係る紛争の平和的解決において極めて大きな権威と影響力を持つITLOSは我が国にとって大変重要であるため、ITLOSの財政運営が堅実に行われるよう、ITLOS側の更なる努力を促すとともに、最大の分担金拠出国である我が国の側でもITLOS予算の更なる合理化及び計画的かつ誠実な執行に向けて努力していく。				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		気候変動枠組条約（京都議定書）拠出金		案件開始年度	平成17年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	気候変動課	課長 加納 雄大	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	気候変動枠組条約第7条2（k）及び第1回締約国会議決定並びに京都議定書第13条5		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		地球温暖化問題に対処するため、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化のために、先進国及び市場経済移行国全体で温室効果ガスを1990年比で2008年から5年間で5%（日本は6%）削減することを目指すもの。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		京都議定書加盟国に義務づけられた拠出金。					
実施状況		義務づけられたとおり拠出している。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	231	223	224	187	143
		予算額（補正後）	231	223	224		
		執行額	190	223	224		
		執行率	82.4%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	190	223	224		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	締約国会合で決算報告があり、用途を把握している。					
	見直しの余地	締約国会議で決定される事務局総予算を基に一定のルールで自動的に算出される義務的な拠出金であるため、見直しの余地はない。 我が国は補助機関会合や、事務局総予算に関する国際交渉の場（締約国会議）で事務局総予算の削減を提案し、その増加に強く反対している。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金(義務拠出)		案件開始年度	昭和56年度		作成責任者
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	地域政策課		課長 藤山 美典
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	ASEAN貿易投資観光促進センターを設立する協定第10条第1項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	ASEAN諸国の対日輸出を促進し、日本からASEAN諸国への投資を促進し、また、我が国からASEANへの観光を促進することを通じ、ASEANの経済成長を支援すること。ASEANから日本への投資及び観光もあわせて促進することで、双方向の交流と協力を強化すること。ASEANの文化紹介。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ASEAN諸国の対日輸出を促進し、日本からASEAN諸国への投資を促進し、また、我が国からASEANへの観光を促進するというセンターの目的を達成するため、日本側関係者の理解を高める事業を実施。センターの常設展示場におけるASEAN製品の展示商談会、日本の企業関係者に対するASEAN諸国の投資環境説明会、観光面でのASEANの魅力を日本国民に紹介する観光フェア開催など(活動の詳細は別添ご参照)。その他センター事務局の管理費、事務所借料等を手当て。(なお任意拠出金では、ASEAN側の能力向上、体制強化等を通じて各国経済の底上げ、特に後発加盟国の企業活動を支援することを目的とする事業を実施)。					
実施状況	管理費(事務運営費、人件費、職員旅費、事務所借料等)、常設展示場借料、事業費(センター展示場での展示会商談会開催、国別投資セミナー開催、ASEAN観光フェア開催等、センターHPの更新・維持管理等)に充てている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	207	207	185	185	181
	予算額(補正後)	207	207	185		
	執行額	207	207	185		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	207	207	185		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	センターは、加盟各国1名ずつの理事から構成される最高意思決定機関である理事会、我が国関係省庁の課長級と在京ASEAN各国大使館の公使級から構成される執行委員会、事務局から成る。年に1回開催される理事会は、事務局から予算執行状況について説明を受け、審議した後に承認を行う。執行委員会は事務局が作成する予算案、年間事業計画案等についての審議を行い、その結果を理事会に報告。執行委員会は、センター予算の執行状況をより細かく監督し、適正な運営と事業を実施を確保すべく、少なくとも年に3回開催。				
	見直しの余地	管理費の合理化等を通じて経費の削減には引き続き努めていく必要があり、透明性も引き続き確保していく必要がある。今後とも、効率的、効果的な事業の実施に努めていくが、効果の高い事業とそれを実施する体制は維持すべきであり、我が国の対ASEAN外交においてセンターが果たす役割の重要性、韓国、中国もセンターに倣って同様の国際機関をASEANとの間で設置済みあるいは設置予定である点には留意が必要。				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	1. 2008年度から2009年度にかけて、センターの運営の抜本的合理化を実施。義務的拠出によりまかなわれる管理費(人件費、事務所借料等)を大幅に削減(約1億4千万円から7千5百万円へ圧縮)し、管理費の削減相当分を義務的拠出による事業費に充てることにより、任意拠出金で実施する事業の予算を削減。 2. 外務省、経産省、観光庁がセンターを共管し、義務的拠出を分担して手当てしている。またASEAN側も義務的拠出を拠出しているが、日本側とASEAN側の負担割合を9対1から7対1に変更すべくセンター設立協定を改正(発効済)。					

日本 A S E A N センターの主要な事業

1. 貿易事業

(イ) 展示会開催：A S E A N 中小企業の製品の対日輸出を促進するため、センター内の多目的ホールで少なくとも年 3 回、展示・商談会を開催するほか、他の機関が開催する各種国際見本市などに参加し、A S E A N の有望商品・輸出企業の紹介を行う。日本人専門家を A S E A N 各国へ派遣し、日本市場のニーズに合った、魅力ある A S E A N 製品を選定する協力と製品改良のためアドバイスも行う。また、A S E A N の有望商品を紹介するためのセミナー、ワークショップ等を実施する。

(ロ) 貿易ミッション招聘：展示・商談会開催中に、A S E A N 諸国の輸出業者、製造業者、政府関係機関職員によって構成されるミッションを招聘し、日本人バイヤーと直接商談する機会を設ける。

(ハ) 市場参入サポート：日本と A S E A N の貿易統計や日本の輸入規則を含む幅広い情報を提供。A S E A N 諸国の輸出企業が日本の市場に参入することを支援する目的でセミナーを A S E A N 各国において開催し、日本の市場動向や貿易手続きに係る最新情報を提供。

【参考】

過去 3 年間の ①常設展示場における展示会及び商談会、②外部展示場への出展及び商談会による成約実績についてフォローアップ調査した結果は以下のとおり。(注：ASEAN 側参加企業への追跡調査の結果、受注金額が 1 万米ドル以上を対象に集計)(換算為替レートは税関公示レートの年平均を使用)。

2006 年度 予算：約 8, 000 万円 成約額：3, 223, 617 米ドル (3 億 7, 474 万円)
(17 社)

2007 年度 予算：約 7, 500 万円 成約額：1, 397, 071 米ドル (1 億 6, 475 万円)
(25 社)

2008 年度 予算：約 7, 500 万円 成約額：6, 663, 229 米ドル (6 億 9, 450 万円)
(18 社)

2. 投資事業

(イ) 国別投資セミナー開催：A S E A N 諸国への直接投資に関心のある日本

の企業を対象として、最新の投資情報を提供するため、ASEAN各国の投資担当部局の高官を迎え、各国の投資政策や投資優遇措置などの投資環境について説明を行う。

（ロ）投資促進ミッション派遣：ASEAN諸国への投資を考えている企業や経済団体の代表に対し、ASEAN諸国の投資環境、投資優遇措置に関する最新情報を提供するため、ASEAN諸国にミッションを派遣する。ミッションは、ASEAN各国投資関係機関、日系企業への訪問、工業団地の視察などを行う。また、ASEAN諸国から日本へも特定の産業に焦点をあてた官民合同の投資促進ミッションも派遣する。

（ハ）ASEAN各国投資担当官の研修：ASEAN各国の政府担当官を日本へ招聘し、日本政府機関、経済団体、日本企業への訪問を通じて情報交換を行う機会を提供する。これにより日本政府の政策や産業界の実情などについての理解を深める。

（二）人材育成事業：日本人の専門家をASEAN各国に派遣して、投資誘致活動に関する各国の政府担当官を対象とした人材育成事業を開催。また、ASEAN各国の政府関係者を日本に招聘して同様の人材育成事業も開催する。

【参考】

過去3年間の①投資促進セミナー、②投資環境視察ミッションの派遣に参加した企業による成約実績についてフォローアップ調査した結果は以下のとおり。

（注：本件調査は出資先である邦人企業を対象に集計）。

2006年度 予算：約7,300万円 成約額：20億3300万円（5件）

2007年度 予算：約7,400万円 成約額：504億6900万円（17社）

2008年度 予算：約7,400万円 成約額：13億5000万円（7社）

3. 観光・交流事業

（イ）人材育成事業：CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）諸国の観光関連政府機関関係者や観光業者を日本に招聘し、観光に関する日本の取組などを学ぶ研修事業を実施。また、ASEAN各国の観光業界関係者に対して、日本人講師が、日本人旅行者と接する際の留意点等について講義を行う事業も開催。

（ロ）ASEAN観光フェア開催：日本各地で年1回、ASEAN各国の伝統芸能の実演、手工芸品の制作、ASEAN産品などを紹介するイベントを開催。

（ハ）観光ツアーの企画事業：日本の観光教育機関や旅行業界と連携して、ASEANへの新しい観光ツアーの企画に関するコンペを実施。

(二) ASEAN観光情報の提供：ASEANの地図、DVD、写真画像などを制作、改訂して、旅行業者や一般の方々への配布、貸し出しを行う。また、ASEANへの観光に関する最新情報をセンターのホームページ上で提供。

4. 広報活動

(イ) ホームページ上での情報提供：センターの活動やイベント、ASEANの基本情報、経済統計のほか、貿易、投資、観光に関する最新情報をホームページ上で提供。

(ロ) メディアを通じた広報：新聞、雑誌等にセンターの活動、ASEAN関係に関する広告を掲載。

(ハ) センターの多目的ホールの活用：多目的ホールにおいて各種イベントを実施。

(ニ) その他、外部の展示会やイベントへの参加、講演、広報資料作成。

(了)

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名		砂漠化対処条約拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	砂漠化対処条約第22条2(e)及び第1回締約国会議決定		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		砂漠化対処条約は、地球的規模での影響を与えることが懸念されている砂漠化の進行について国際的協調のもとに対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施を推進することを目的としている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		ボン(ドイツ)に所在する砂漠化対処条約の常設事務局には以下の活動が求められている。 (イ) 締約国会議の準備。 (ロ) 補助機関会合の準備。 (ハ) 条約に基づく報告書のとりまとめ。 (ニ) 他の国際機関との協力。 (ホ) 締約国会議が決定する他の任務の遂行。					
実施状況		2010年3月現在192カ国及びECが締結している。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	184	194	172	124	148
		予算額(補正後)	184	194	172		
		執行額	233	194	165		
		執行率	126.9%	100.0%	95.9%		
		費用総額(執行ベース)	233	194	165		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	日常業務を通じた事務局活動の把握に加え、2年に一度開催される締約国会議及び年に一度開催される補助機関会合において、財政面に加え、環境省と連携を取りつつ、砂漠化への対処という条約の目的が推進されているか検証を行っている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	エネルギー憲章条約(ECT)分担金		案件開始年度	平成8年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	エネルギー憲章に関する条約 第37条第3項 エネルギー効率等議定書 第11条第2項		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本条約は、旧ソ連及び東欧諸国における市場原理に基づく法整備等を通じて、エネルギー原料・製品の貿易の自由化及びエネルギー分野における投資の自由化・保護を図ることにより、当該諸国から先進諸国へのエネルギーの安定供給の確保並びに当該諸国のエネルギー分野の再建及び経済改革を促進することを目的。エネルギー資源の大宗を海外からの輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障に資する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	本条約は、蘭のエネルギー共同体構想に淵源を有するが、我が国は本構想が東欧及び旧ソ連諸国も対象とするものであることが明らかになって以降、本件が全世界的な文脈で検討されるべきものであることを強く主張し、交渉への参加をEC側に認めさせた経緯があり、交渉において欧州諸国と共に中心的な役割を果たし、積極的に条約を実施する活動に参加してきた。我が国は、交渉にかかる経費について応分の負担を行い、平成7年以降は署名国として条約の機構部分を暫定的に適用し、法令の範囲内で当該経費を分担金として負担する義務を負ってきた。					
実施状況	毎年第4四半期に開催されるエネルギー憲章会議を最高意思決定機関として、ブリュッセルのエネルギー憲章(ECT)事務局が、戦略会合、貿易通過会合、投資会合、エネルギー効率会合等の各種会合をエネルギー業界の動静に注目しつつ定期開催。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	150	167	146	132	123
	予算額(補正後)	150	167	146		
	執行額	145	162	146		
	執行率	97.2%	97.2%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	145	162	146		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	ECTは、会計年度終了後に決算書が作成され、監督邦人の確認が行われている。 我が国は最大分担金拠出国としてECTの活動に貢献するとともに、簡素で効率的な事務局となるよう各種会合にて主張している。				
	見直しの余地	ECT及び各種活動のレビューは、5年ごとに行われることとなっており(第34条(7))、直近では2009年に実施された。同レビューの結果を受けて、日々事務局の運営、会合の運営などの改善、見直しに取り組んでいる。				
予算・監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		国際海底機構分担金		案件開始年度	平成10年度	作成責任者	
担当部局		国際法局		担当課室	海洋室	室長 加藤 喜久子	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国連海洋法条約第160条2(e)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		国際海底機構は、深海底鉱業活動の管理運営を取り進めているところ、我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には関心が高く、これら鉱業活動促進のために機構に積極的に協力する必要がある。本件分担金のスムーズな支払いは、かかる国際海底機構の政策・行動に対する我が国の発言力を確保することになる。					
案件概要 (5行程度以内。 別添可)		1994年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構は、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。					
実施状況		国際海底機構は、国連海洋法条約の規定に基づき、深海底及びその資源を人類の共同の財産として、いかなる国に対しても深海底又はその資源に対する主権又は主権的権利の主張または行使を禁止するとともに、深海底における活動を組織し、管理することを目的としている。平成12年の第6回総会でマンガン団塊の概要調査及び探査に関する規則を採択。これに基づき、我が国の株式会社深海資源開発(DORD)を含む7つの先行投資者が、国際海底機構との間でマンガン団塊の探査契約を締結している(その後、ドイツのマンガン団塊探査契約申請を承認)。平成22年の第16回総会で熱水鉱床の概要調査及び探査に関する規則が採択、現在はコバルトリッチクラストの概要調査・探査規則につき引き続き交渉中。国際海底機構では、年次総会・理事会以外にも、深海底鉱物資源に関する情報交換や探査技術を締約国で共有するためのワークショップが開催されている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	143	139	130	115	98
		予算額(補正後)	143	139	130		
		執行額	143	139	130		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	143	139	130		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	外務省総合外交政策局国連企画調整課の職員が、国際海底機構の財政委員会の委員に選出されており、予算の立案に深く関与しており、また、我が国代表団が総会・理事会の予算審議に積極的に参加することにより、予算の内訳及び決算状況について把握している。					
	見直しの余地	国際海底機構側においても予算原案の作成においては節約に相当の努力を払っているが、さらなる合理化および計画的かつ確実な予算執行となるよう、機構事務局側の努力を促すとともに最大の分担金拠出国である我が国側でも引き続き努力していく。					
予算監視のチーム・所見・効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		ベルリン日独センター分担金		案件開始年度	昭和60年度	作成責任者	
担当部局		欧州局		担当課室	中・東欧課	課長 河津 邦彦	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	—		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		日独及び日欧の「学術の出会いの場」として、日独・日欧間の交流・協力を促進すること。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		1984年の日独首脳会談において、ベルリンの旧日本大使館建物を修復・再利用し「学術の出会いの場」を設けることにつき合意。これを受け、85年にベルリン日独センターがドイツ法上の財団法人として設立された（独の首都移転に伴い、ベルリン日独センターの建物が大使館として使用されることとなったため、センターは98年、新事務所に移転）。センターの運営経費及び事業経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められており（義務的経費）、毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセンター予算に基づき、分担金を予算計上している。					
実施状況		毎年度、会議系事業（シンポジウム、セミナー、ワークショップ）、人的交流事業（青少年交流プログラム等）、文化事業等を実施している。19年度（2006年10月～2007年9月）においては、16件の会議系事業、28件の人的交流事業、27件の文化事業・その他の事業を実施。20年度（2007年10月～2008年10月）においては、26件の会議系事業、26件の人的交流事業、33件の文化事業・その他の事業を実施。21年度（2008年11月～2009年10月）においては、16件の会議系事業、25件の人的交流事業、24件の文化事業・その他の事業を実施した。事業は、センター所在地であるベルリンのみならず、他の欧州諸国及び日本においても実施している。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	134	139	114	107	108
		予算額(補正後)	134	139	114		
		執行額	134	139	114		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額(執行ベース)	134	139	114		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎2回の理事会及び年1回の評議会に外務省より理事（駐ドイツ大使、中・東欧課長）、評議員（外務事務次官）が出席し、センター実施の事業ならびに会計決算につき報告を受けることにより、経費の使途につき把握するとともに、予算案の策定にも関与している。更に、在ドイツ大使館から緊密に連絡を取り、日常の活動についても十分把握している。					
	見直しの余地	限られた予算の中でより高いビジビリティを確保するためにも、外部のシンクタンク、財団等との協力を積極的に推進するよう要請している。また、日独分担金以外の収入（寄付等）にも意を用いるよう、センター側に要請してきている。					
予算・チーム監視の・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記		ドイツの首都機能のボンからベルリンへの移転に伴うベルリンの地位の高まりに伴い、センターは益々その存在意義を高めている。センターは設立以来、政治、経済及び自然科学に関するシンポジウムの開催、青少年交流事業の実施等を精力的に行ってきたが、より政策志向的なテーマを扱うようになってきていることもあり、政府として活動を支援していくことが重要である。また、我が国の対独政策広報の拠点にとどまらず、対EU政策広報の活動の拠点としての活動も実施している。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際熱帯木材機関分担金		案件開始年度	昭和59年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課		課長 水野 政義
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	1994年国際熱帯木材協定第19条6		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	国際熱帯木材協定(ITTA)の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関(ITTO)事務局運営費。 ITTOは、熱帯木材の貿易の振興、促進を通じての熱帯木材生産国の経済発展に貢献すると共に、熱帯林の持続可能な経営を促進することを主な目的とし、活動分野は、(a) 研究・開発、(b) 市場情報、(c) 生産国における加工度の向上、(d) 造林及び森林経営の4分野である。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	熱帯林経営に関するガイドラインや基準の作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行うとともに、持続可能な熱帯林経営を促進するための生産国支援などの活動を行う。 具体的には、「熱帯林の生態系維持と持続的開発」及び熱帯木材の「研究・開発」、「市場情報の改善」、「生産国における加工度向上」「造林、森林経営」の分野において、途上国たる熱帯木材生産国でのプロジェクトの選別、準備及び実施の監視等を行う。					
実施状況	ITTOは、職員数が40名と小規模な機関であるが、年間のプロジェクト提出数は約50～60件(約2,000万ドル相当)に上り、効率的なプロジェクト運営が行われている。 ITTOがこれまでに実施したプロジェクトは、アジア、アフリカ、中南米等の熱帯木材生産国を中心に800件以上に上る。これらの事業は、熱帯林の復旧や造林技術の開発及び普及、林業関係者や税関職員に対する訓練を通じた違法伐採対策の強化、市場の透明性の改善、効率的な木材加工技術の普及、森林に依存する地域住民の収入増加支援などにおいて成果を挙げている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	102	96	98	91	133
	予算額(補正後)	102	96	98		
	執行額	102	96	98		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	102	96	98		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が国拠出案件のモニタリングや事後評価による個別具体的な活動の状況確認を通じた、ITTO活動状況の検証を行っている。また、日常的な業務を通じた事務局活動状況の把握に加え、年に1度開催される国際熱帯木材理事会において併催される行財政委員会において、分担金の適正、効果的な使用につき確認している。				
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、理事会の場等を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。				
予算チームの所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		バーゼル条約拠出金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	バーゼル条約第15条3及び第1回締約国会議		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		バーゼル条約の主たる目的である有害廃棄物の越境移動の規制を推進する上で、途上国の廃棄物処理能力の向上は重点課題の一つである。これらを目的に作成された戦略計画を実施する本条約事務局を支援し、その負担に応じることが、締約国の責務であるとともに、我が国の本条約の下での国際協力に対する積極的姿勢を内外に明らかにすることができるものである。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		バーゼル条約は有害廃棄物及び他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組を作ること及び環境を保護することを目的とする条約であり、1992年5月に発効、我が国は1993年に締約国となった。本拠出金は、条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出している。条約事務局は、同基金を活用し、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決定する他の任務の遂行等の活動を実施している。					
実施状況		本拠出金は、条約事務局の運営経費として、主に人件費や締約国会議の開催準備等に使用されており、2008年には、2月に拡大ビューロー会合及び第6回遵守委員会、6月に第9回締約国会議等を開催している。					
予算の状況（単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	97	99	90	86	90
		予算額(補正後)	97	99	90		
		執行額	97	99	90		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	97	99	90		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算が2年単位で構成されているため、原則として2年に1回開催される締約国会合に予算の執行状況について詳細な報告が行われる。また、各年年末に簡単な支出状況が報告される。（2008年に第9回締約国会合が開催されたが、化学物質関連の他の条約との締約国会合の開催時期を合わせるため、次の第10回締約国会合は2011年に開催される）。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		野生動植物取引規制条約信託基金拠出金		案件開始年度	昭和55年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ワシントン条約11条3.（a）		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		条約事務局の運営に対する支援を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力を促進する。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		条約に規定された条約事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うため、条約信託基金に対し拠出を行う。					
実施状況		条約事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②各国の法令・条約実施体制に関する情報収集、③問題のある取引等についての情報収集・通報・注意喚起、④取引統計の作成、⑤マニュアル（図鑑等）の作成、⑥生息状況等の調査、⑦効果的な条約の実施方法についての研究、⑧各国担当者等向けの研修、⑨広報、⑩条約附属書の編集等を実施している。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	110	107	89	81	79
		予算額（補正後）	110	107	89		
		執行額	110	107	89		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	110	107	89		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	締約国会議、我が国が地域代表を務める常設委員会、我が国がメンバーを務める財政小委員会における条約事務局からの報告の聴取、予算案の審議等に加え、必要に応じ、在ジュネーブ日本政府代表部を通じて同事務局に照会を行うなど、資金の使途等を随時把握し得る体制を整えている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担金・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金		案件開始年度	平成2年	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	議定書第13条1及び2		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		本議定書は1987年9月16日にモントリオールにおいて開催された全権委員会議で採択され、2010年2月現在195か国及びECが加盟している。我が国については、1988年9月30日に受諾書を寄託し、1989年1月1日より発効した。オゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制を行うことを目的としており、規制対象物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための具体的手段を内容とする。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員18名で主に以下の業務を実施。 締約国会合の開催（MOP：年一回） 公開作業部会の開催（OEWG：年一回） 各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表 その他締約国会議が決定する他の任務の遂行。					
実施状況		モントリオール議定書第13条1及び2の規定に基づき、議定書の内容の着実な実施のために、義務的拠出金がUNEPオゾン事務局（ナイロビ）により然るべく執行されている。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	96	80	73	67	65
		予算額（補正後）	96	80	73		
		執行額	82	80	73		
		執行率	85.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	82	80	73		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年行われる締約国会議において予算を検証・承認。その際事務局から提出される財務報告書をもって予算執行状況を把握することが可能。また随時必要に応じて財務担当職員に照会を行い、情報の把握に努めている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		水鳥湿地保全条約拠出金		案件開始年度	平成2年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	改正ラムサール条約第6条6		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びこれらの湿地に生息する動植物の保全を促進することを目的としており、各締約国による湿地の指定、その保全の促進のためにとるべき措置等を定めている。拠出金は、ラムサール条約事務局の活動のためのもの。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		(1) 締約国会議の準備、フォロー （参考）締約国会議の主要議事 （イ）財政及び予算、（ニ）湿地の賢明な利用、（ロ）条約実施に関する検討、（ホ）渡り鳥の経路及び保護区のネットワーク （ハ）国際的に重要な湿地を指定するための基準 (2) 各国の国別報告書の検討及び情報収集 (3) 水鳥、湿地保全区に関する助言 (4) 広報					
実施状況		本条約は1971年イランのラムサールで採択され、2009年9月現在159カ国が加盟している。 これまで、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として1, 888箇所（我が国は湿地は37箇所）が登録され、合計面積は約1. 9億ヘクタールに上っている。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	73	69	65	64	52
		予算額(補正後)	73	69	65		
		執行額	66	69	65		
		執行率	90.4%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	66	69	65		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	通常業務における事務局の活動の把握に加え、毎年開催される常設委員会及び3年に一度開催される締約国会議において、財政面に加え、環境省と連携を取りつつ、湿地の保全及び賢明な利用という条約の目的が推進されているか検証を行っている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	世界遺産基金(WHF)分担金		案件開始年度	平成5年	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第16条1		関係する計画、通知等	世界遺産条約第16条1		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産を損傷、破損等の脅威から国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金はそのための諸活動経費に充てられる。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会(締約国の中から選挙で選出された21カ国で構成)が決定する。					
実施状況	条約の作業指針に基づき、年に一度開催される世界遺産委員会において予算計画等が決定され、具体的な保護措置等が実施されている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	70	60	54	51	38
	予算額(補正後)	70	60	54		
	執行額	60	60	54		
	執行率	85.33	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本基金は、条約の事務局を務めるユネスコが、世界遺産委員会の決定に基づき、ユネスコの諸規則に則って執行している。 使途及び使途毎の予算額は、条約及び条約の作業指針の規定に基づき、世界遺産委員会(我が国も委員国乃至オブザーバーとして出席)が決定していることから、使途は把握している。 支出先については、事務局が委員会や締約国会議に対し行う報告の項目としては含まれていない。				
	見直しの余地	—				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	無形文化遺産基金分担金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局	広報文化交流部		担当課室	国際文化協力室	室長 清水 武則	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に関する国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 無形文化遺産の保護に関する条約第26条1		関係する計画、通知等	無形文化遺産の保護に関する条約第26条1		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金。同条約は、無形文化遺産を国際的な枠組みで保護していくことを目的とし、締約国から支払われた分担金は、そのための諸活動経費に充てられる。 (注:本条約は、2003年ユネスコ総会において採択、2006年4月に条約発効。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んできており、条約交渉段階から議論を主導し、2004年にいち早く締結した。)					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	条約に基づく義務的分担金。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24ヵ国で構成)が決定する(条約第25条4)。					
実施状況	条約の運用指針に基づき、年に一度開催される本条約政府間委員会会合において予算計画等が決定され、具体的な保護措置等が実施されている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	49	59	54	51	38
	予算額(補正後)	49	59	54		
	執行額	38	59	54		
	執行率	79.08	100	100		
	費用総額(執行ベース)					
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	本基金は、条約の事務局を務めるユネスコが、政府間委員会の決定に基づき、ユネスコの諸規則に則って執行している。 使途及び使途毎の予算額は、我が国も積極的にその策定に参画した条約及び条約の運用指針の規定に基づき、政府間委員会(我が国も委員国乃至オブザーバーとして出席)が決定していることから、使途は把握している。 支出先については、事務局が委員会や締約国会議に対し行う報告の項目としては含まれていない。				
	見直しの余地	—				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	POPs条約(ストックホルム条約)拠出金		案件開始年度	平成17年度		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課		課長 水野 政義
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ストックホルム条約第19条第4項及び第1回締約国会議決定		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	POPs条約は、質毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT等の残留性有機汚染物質(PersistentOrganic Pollutants:POPs)に対応するための国際的な枠組として確立された。本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての国際協力に対する我が国の積極的な姿勢を内外に広くアピールする意義をもつ。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	2004年5月17日に発効し(我が国は2002年8月30日に締結。)、2010年6月現在、我が国を含む170ヶ国(G8では加、独、仏及び英)が締結している。事務局は以下の業務を行っている。 (1)締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供 (2)締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3)他の関係国際機関・団体の事務局との調整 (4)各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供 (5)本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行					
実施状況	有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止するとの共通の目的をもつ、PIC(ロッテルダム)条約、バーゼル条約との間で、一貫性のある条約実施を推進し、事務局機能の合理化を図ること等を目的とした、協働体制の構築の強化(シナジー)のプロセスが進展中であり、3条約の事務局の行財政管理、情報サービス等の機能を一元的に提供する共同サービスの設置等が実施されている。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	47	56	54	50	49
	予算額(補正後)	47	56	54		
	執行額	47	56	54		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	47	56	54		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	2年に1回開催される条約締約国会議において、事務局より予算の支出状況に関する報告が行われる。現在、締約国会議の開催に合わせ、会計報告が2年に1度公開されるのみであり、年度ごとの収支報告の入手は困難である。				
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。				
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際自然保護連合拠出金		案件開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	IUCN本則第12条（会員権）及び会員規則		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		IUCNは、①国際連合諸機関と密接な関係を有すること、②政府間機関としての側面を有すること、③国際的に大きな影響力を有し、同時に貴重な情報源でもあるため、我が国は、IUCNの国家会員となり、会費を拠出することにより、①地球規模問題へ我が国の意見を引き続き反映させていくことができること及び、②世界各国のNGOを通じて我が国の地球環境問題への積極的な取り組みをよりよく理解せしめることが出来る。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		IUCNは、1948年、世界の自然環境、自然資源の持続的利用、人間社会と他の生物相との調和ある発展等を図ることを活動目的として設立された。特にワシントン条約の下で動植物の国際的な取引の規制対象リストを議論し決定する際、IUCNの知見が影響を及ぼすことが知られている。 IUCNの会員は、各国政府、政府機関、国別NGO、国際NGO等から構成されており、この点でIUCNは非政府間組織兼政府間組織というユニークな性格を有する。我が国は、IUCNにおける専門的議論が自然保護・生物多様性保全等に係る政府間交渉等に与える実質的影響力の大きさに鑑み、1995年国家メンバーとしてIUCNに加入した。					
実施状況		IUCNの活動は、特に自然保護・生物多様性の保全等の分野における調査研究、情報収集・提供、国際会議・専門家会議の開催、各種出版物の刊行、セミナー開催等とともに、総会における各国への勧告案の審議・採択、国際条約事務局の受託等多岐に亘っている。また、これら会議等への途上国からの参加を促すため資金的支援も実施している。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	43	46	43	31	41
		予算額（補正後）	43	46	43		
		執行額	43	46	41		
		執行率	100.0%	100.0%	95.8%		
		費用総額（執行ベース）	43	46	41		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	4年毎に開催される総会において、IUCNの活動計画案の審議採択、管理的職員の選出、各国政府、国際機関等に対する 勧告案等の検討・決議、財政計画等の審議採択、各国拠出ランクの決定等IUCNの活動の根幹的事項が扱われており、用途を把握している。					
	見直しの余地	我が国同様国家会員年間費を拠出する各国と連携し、理事会等の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	アジア太平洋経済協力拠出金(通常・義務的)		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局	経済局		担当課室	アジア太平洋経済協力室	室長 佐々山 拓也	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	1992年9月の第4回閣僚会議及び2007年11月の第19回閣僚会議での共同声明合意に基づく。		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	APEC事務局の運営及びAPECにおける貿易・投資の自由化・円滑化及び開発面での協力を資するプロジェクトの推進を図る。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	APEC主要メンバー国として、予め合意した分担率に基づき、APEC中央基金に対する拠出を行う。					
実施状況	1月30日付け拠出要請書に対して、7月31日APEC事務局宛送金した。 現在事務局運営経費及び貿易・投資の自由化及び開発面での経費として使用中。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	35	35	42	38	40
	予算額(補正後)	35	35	42		
	執行額	35	35	42		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	35	35	42		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	1. 用途内容:事務局の設置に伴う運営経費及びプロジェクト遂行に伴う経費。 2. 事業内容 (1)事務局運営経費:事務所維持経費、光熱水料等の経費、人件費、その他 (2)プロジェクトの運営経費:毎年開催される閣僚会議毎に各メンバーの閣僚により検討、承認される。 3. 検査・監査 (1)財政管理委員会は、財政を監督し、拠出・支出につき監視し、勧告を行う。監査人は事務局会計を毎年検査する。 (2)毎年、SOMを通じ、閣僚会議に提出される。				
	見直しの余地	本拠出は義務的性格のものであり、予め合意された分担率に従い拠出するものであることから、引き続き拠出を行っていく必要がある。				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	ワッセナー・アレンジメント分担金		案件開始年度	平成5年度	作成責任者	
担当部局	軍縮不拡散・科学部		担当課室	不拡散・科学原子力課	課長 小泉 勉	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3号		関係する計画、通知等	—		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ワッセナー・アレンジメント(WA)は、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームであり、欧米諸国を中心に約40か国が参加している。我が国としてもWA参加国に求められる分担金を負担することによりWAの目的達成に貢献することを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	近年ワッセナー・アレンジメントの重要性はますます高まっており、即時かつ的確な情報交換を行うためのオンラインシステムの維持・管理・改善等、事務局の業務量が増大しつつある。更に、効果的な輸出管理の為に、ワッセナー・アレンジメント参加国のみでは十分に対応できないとの認識の下、ワッセナーアレンジメント事務局を中心とする非参加国へのアウトリーチ活動が積極的に行われている。					
実施状況	総会において決定された予算・各国分担金に基づき、平成21年4月にWA事務局に我が国分担金を支払った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	44	44	40	38	41
	予算額(補正後)	44	44	40		
	執行額	44	44	40		
	執行率	100.60%	99.80%	100%		
	費用総額(執行ベース)	214	241	不明		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先・使途については、年次報告書等を精査し十分に把握。また、WAは職員13名と事務局が小規模であり、また一般予算に占める人件費割合が約8割を占めるなど、特殊な事情を抱えているが、国際機関の財政規律を維持する観点から、我が国としては、予算増につながりうる案件は基本的に予算を組み替えて対応するよう主張するなど、予算増とならないよう十分に注意し協議を重ねた結果、ZRGを達成。唯一増額案件である事務局職員昇格に伴う増額については、事務局長の給与を減額することで相殺、また設備管理費及び一般経費においても大幅に削減するなど、我が方の主張を考慮した予算となった。				
	見直しの余地	上記のとおりこれまでも既に厳しい予算圧縮を求めてきており、これを受けて事務局としても、事務局長自らの給与を削減し、また他の項目においても削減に努めるなど最大限の努力をしてきている。これ以上削減することは、実質困難と言わざるを得ない。				
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	南太平洋経済交流支援センター拠出金 (義務的拠出金)		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局	アジア大洋州局		担当課室	大洋州課	課長 飯田 慎一	
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	外務省設置法第4条第1項及び第3項 外務省組織令第42条		関係する計画、通知等	日本政府とSPF事務局(現:PIF事務局)との間の行政取極		
案件の目的 (目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内)	太平洋島嶼国・地域の日本における窓口機関として、島嶼国・地域の対日輸出促進、日本から島嶼国・地域への投資促進、また、我が国から島嶼国・地域への観光促進を図り、島嶼国・地域の経済的自立を促すことにより、太平洋島嶼国・地域における日本の外交的プレゼンスを高めることを目的としている。更に、貿易・投資・観光事業を通じて双方の人的交流を活性化し、日本と島嶼国・地域との関係を強化する。					
案件概要 (5行程度以 内。別添可)	本件センターは、1996年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。2000年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件センターは主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言・カウンセリング、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。					
実施状況	事務所賃貸費、事務機器レンタル費、通信費、光熱費、人件費に充当している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	39	39	39	38	38
	予算額(補正後)	39	39	39		
	執行額	39	39	39		
	執行率	100%	100%	100%		
	費用総額(執行ベース)	39	39	39		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	会計検査は「新日本監査法人」が担当しており、毎年会計報告を作成し、日本政府及びPIFの承認を得ている。各事業の実施についても事前に日本政府及びPIFに説明を行っており、展示会等については外務省の担当者やPIF関係者が参加している。				
	見直しの余地	昨年実施された太平洋・島サミットを契機として事務所を四谷の雑居ビルから御茶ノ水の明治大学の施設に移転し、立地条件の良い場所ながら、賃貸費を以前よりも低く抑えるよう努力した。大学との協力関係の下、大学の施設である会議室、図書館、レセプション会場等を有料・無料にて効率的に活用することにより、センターの機能を高めるよう努力している。				
予算・チーム・所見の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	1. 本件センターは、昨年8月に民間出身の新所長が就任し、事務所を明治大学の協力を得て明治通り沿いの大学施設の一階に移転し、事務所への一般訪問客が大幅に増加した。移転に伴うショールームの整備により、情報発信力が強化された。太平洋島嶼国と日本との貿易は2003年以降拡大傾向にあり、投資についてもPNGの液化天然ガス関連で活発化しており、PNGでの勤務経験を有する所長を中心に日本企業との連携を強化している。 2. 今後は関係企業、省庁、在京大使館のネットワークを構築し、情報交換や相互連携の促進を支援することにより、当該センターが対島嶼国との様々な関係の中心的な存在となることを目指す。 3. 昨年11月には太平洋島嶼国地域との業務に携わる商社、建設会社、液化天然ガス関連会社、航空会社、旅行会社、学者、NGO等の担当者を対象とする「パシフィック・アイランダーズ・クラブ」を立ち上げ、130名を超える賛同者を得ている。本年2月に実施された第2回会合ではミクロネシア地域の講演会を実施し、学識者から高い評価を得ている。また、今後の立ち上げが予定されている観光促進に関わる有識者会合において事務局的な役割を担うことが期待されている。					

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金		案件開始年度	平成17年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	カルタヘナ議定書第28条及び第31条3項並びに第4回締約国会議決定		
案件の目的 （目指す姿を 簡潔に。 3行程度以内）		カルタヘナ議定書は2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合（モントリオール）で採択、103カ国が署名。2009年8月現在の締約国数は155カ国及び欧州共同体。特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism。以下「LMO」という。)の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。					
案件概要 （5行程度以 内。別添可）		議定書の目的を達成するために、主に以下の活動を実施する（議定書第31条2項により、生物多様性条約第24条1項の規定が準用されている）。 （1）締約国会議の準備、（2）議定書により課された任務の遂行、（3）条約に基づく報告書作成、（4）他の関係国際機関との協力、（5）締約国会議が決定する他の任務の遂行、（6）補助機関活動に関する事務、（7）クリアリング・ハウス・メカニズムに関する事務					
実施状況		議定書の目的に沿ってMOP決定により定められた内容を確実に実施していくため、義務的拠出金が然るべく執行されている。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	48	37	38	41	42
		予算額(補正後)	48	37	38		
		執行額	48	37	38		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	48	37	38		
自己点検	支出先・ 使途の把握水準・ 状況	財政報告書は2か年ごとのMOP（締約国会合）で締約国に対して提出されることとなっており、その報告書をもって我が方拠出の使用状況を含め予算執行状況を把握することが可能。また随時必要に応じて、生物多様性条約事務局（カルタヘナ議定書事務局を兼ねる）の財政担当職員に対し財政事項に関する照会を行い、情報の把握に努めている。					
	見直しの 余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見・効率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							

行政事業レビューシート（外務省）								
案件名		ロッテルダム条約（PIC条約）拠出金		案件開始年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義		
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ロッテルダム条約第18条第4項及び第1回締約国会議決定			
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		本条約は、有害な化学物質の適正な管理を行うことを目的として、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重して対応する、という手続を策定したものである。本条約事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、本条約の下での我が国の国際協力に対する積極姿勢を内外に明らかにすることができ、我が国の地球環境問題に対する取り組み、貢献等を広く世界にアピールする意義を持つ。						
案件概要（5行程度以内。別添可）		1996年9月にロッテルダムで開催された外交会議においてロッテルダム条約が採択された。2004年2月24日に発効し（我が国は同年6月に締結）、2010年6月現在73ヶ国が署名、134ヶ国が締結している。条約事務局の機能は、ジュネーブのUNEPケミカル及びローマのFAO事務局によって提供されている。事務局の事業内容は以下のとおりである。 (1) 締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供 (2) 締約国の本条約遂行に必要な支援の提供 (3) 他の関係国際機関・団体の事務局との調整						
実施状況		有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止するとの共通の目的をもつ、PIC（ロッテルダム）条約、バーゼル条約との間で、一貫性のある条約実施を推進し、事務局機能の合理化を図ること等を目的とした、協働体制の構築の強化（シナジー）のプロセスが進展中であり、3条約の事務局の行財政管理、情報サービス等の機能を一元的に提供する共同サービスの設置等が実施されている。						
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求	
		予算額（当初）	40	41	37	35	35	
		予算額（補正後）	40	41	37			
		執行額	40	41	37			
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%			
		費用総額（執行ベース）	40	41	37			
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	2年に1回開催される条約締約国会議において、事務局より予算の支出状況に関する報告が行われる。現在、締約国会議の開催に合わせ、会計報告が2年に1度公開されるのみであり、年度ごとの収支報告の入手は困難である。						
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。						
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。							
補記								

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議等分担金 (CCW)		案件開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	通常兵器室	室長 鈴木 秀雄	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CCW手続規則第16規則、改正第二議定書第13条5、第五議定書第10条3		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		本件条約は、国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下、兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるもの。上記「根拠法令」及び「関係する計画、通知等」に基づき、本条約締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、本件経費を負担する必要がある。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		以下の活動を行う本件条約締約国会議等開催のための我が国分担金支払いに要する経費。 (活動内容)議定書の運用及び状況の検討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議定書の改正、締約国の報告から生ずる問題の検討、地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討。					
実施状況		本件条約は、上記「案件の目的」に照らし、近年特に著しい成果を上げている。2003年11月には、第5議定書として「爆発性戦争残存物に関する議定書」が新たに採択された。また、2008年以降第6議定書(クラスター弾)についての交渉が、クラスター弾の主要国及び保有国の参加を得つつ継続している。 平成21年度は、我が国から専門家会合及び締約国会合に出席した。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	29	24	35	29	29
		予算額(補正後)	29	24	35		
		執行額	0	26	11		
		執行率	—	108.0%	31.3%		
		費用総額(執行ベース)	83	175	未報告		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	非人道的効果をもたらすおそれのある通常兵器について、締約国会議及び政府専門家会合等を通して議論が進められており、武力紛争における文民の一層の保護という観点から、国際社会の軍縮の取組みの1つとして貢献している。なお、CCWよりの会計報告書により、使途を把握している。					
	見直しの余地	本件条約の事務局経費については、合理化に向けた努力が行われており、各締約国から提出される報告書のデータベース化・簡素化が図られているほか、現在別々のフォーマットで提出されている改正第二議定書及び第五議定書の国別報告書につき、統合化の議論を進めるなど、事務局の一定の業務負担の軽減達成が見込まれている。更には、各専門家会合等における議長フレンドを締約国の中から指名することにより、事務局自体への負担の軽減が図られている。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記	CCWは1980年に作成され、地雷、焼夷兵器等兵器自体の効果又はその使用方法の如何によっては非人道的効果をもたらすおそれのある通常兵器の使用を禁止又は制限することにより、武力紛争における文民等の一層の保護を図ることを主たる目的としている。1993年の国連総会において、人道的な被害が深刻化していた対人地雷の問題に対処するため、CCW再検討会議決議が採択され、1995年の同会議開催後、1996年には地雷等に関する議定書の改正(改正第二議定書)が採択され、国内紛争への適用範囲拡大や対人地雷等の規制強化が図られた。また、2003年には地雷以外の爆発性戦争残存物の危険を最小化するため、紛争後の復旧に関する一般的正確の措置を規定した議定書Ⅴが採択された。 本条約の枠組みでは、締約国会議及び改正議定書Ⅱ年次会合、議定書Ⅴ年次会合が毎年1回開催される他、特定の問題につき協議するための政府専門家会合が年数回開催されている。						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		北西太平洋地域海行動計画拠出金		案件開始年度	平成8年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	第1回政府間会合決議3及び第12回政府間会合決議1		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）は、日本、中国、韓国、ロシアの4か国の連携によって日本海及び黄海における海洋環境を保護するための枠組みであるところ、NOWPAPの各種の活動を実施するとともに、富山と釜山に設置された地域調整部がNOWPAPの活動の調整・監督を行う。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		NOWPAP信託基金（活動経費）について、4か国が分担して拠出することより、NOWPAPの活動の主体として指定された地域活動センターが、海洋環境データの共有や、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策などの活動を行う。また、我が国が誘致した地域調整部富山事務所の運営費（職員の給与等）について、我が国が負担することにより、富山事務所が、釜山事務所とともに、NOWPAPの活動を調整・監督することを可能とする。					
実施状況		4か国に1つずつ指定された地域活動センターにおいて、2002年以降、NOWPAPの活動が本格化している（我が国については、（財）環日本海環境協力センター（富山）がCEARAC（特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター）に指定された）。また、2004年11月に設置された地域調整部の富山事務所及び釜山事務所において、NOWPAP調整官ほかの職員により、NOWPAPの活動の調整・監督が行われてきている。					
予算の状況 （単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	32	31	28	26	25
		予算額（補正後）	32	31	28		
		執行額	32	31	28		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額（執行ベース）	32	31	28		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	NOWPAP信託基金（活動経費）については、年1回開催される政府間会合に事業報告書及び会計報告書が提出されている。 富山事務所の運営費については、毎年、NOWPAP地域調整部から、個別に会計報告書を入手している。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各国と連携し、政府間会合の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	国際穀物理事会 (IGC) 分担金		案件開始年度	平成7年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	1995年国際穀物協定の穀物貿易規約第21条		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	我が国は穀物の安定供給確保の観点から、本理事会に積極的に参加してきている。特に、2006年2月、初の日本人事務局長(北原悦男)が就任したことを受けて、我が国として、今後、IGCの一層の発展に協力することが必要である。また、我が国は穀物の最大の輸入国であり、同理事会における情報交換、統計活動は重要である。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	穀物に関する商品協定として1949年の国際小麦協定が作成され、その後、数回にわたる修正、更新を経て、穀物貿易規約及び食糧援助規約により構成される1995年の国際穀物協定(95年7月1日発効)に至っている。我が国は1949年の協定以降累次の協定以降累次の協定に参加している。国際穀物理事会は、1949年の国際小麦協定運用のため設立された国際小麦理事会が、1995年の国際穀物協定の発効に伴い、名称を変更して存続しているもの。					
実施状況	2009年6月の総会で決定された分担金について、2009年7月に請求書が送付され、これに基づき分担金を支払った。なお、2009/10年度分担金については、2009年度予算額を超過したため、分担金支払不足分については、2010年度予算において支払を実施するもの。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	27	29	24	21	20
	予算額(補正後)	27	29	24		
	執行額	26	29	24		
	執行率	98.0%	102.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	26	29	24		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	支出先については、指定された金融機関に支払いを実施。2009年12月の理事会において、監査機関による報告が実施され、承認された。我が国としては、会計監査報告を踏まえて、用途に疑義がある場合は、適宜会議の場で発言を行った。				
	見直しの余地	我が国は最大の食料純輸入国であり、穀物の大半を輸入に頼っているため、IGCへの加盟は有益であり、引き続き効率的な業務運営への働きかけを行っていく。				
予算・監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		化学兵器禁止機関拠出金（OPCW）		案件開始年度	平成10年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	生物・化学兵器禁止条約室	室長 今給黎 学	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	CWC検証附属書第4部（B）15、締約国会議決定、日中OPCW三者間での合意		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		我が国はCWC（化学兵器禁止条約）に基づき、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器を廃棄する義務を有するとともに、OPCW（化学兵器禁止機関）による中国遺棄化学兵器に対する査察を受け入れる義務を負っている。OPCWによる査察の受入れは、我が国がCWCの義務を誠実に履行し、軍縮・不拡散に対する我が国の積極的な姿勢を顯示することとなる。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		我が国は、CWCに基づき、旧日本軍が中国に遺棄した中国遺棄化学兵器の廃棄を実施するために政府として誠実に取り組むとともに、OPCWによる査察を受け入れている。当該拠出金は、中国遺棄化学兵器の査察受入れに要する経費である。遺棄化学兵器の査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。					
実施状況		平成21年度においては、保管庫及び現地調査に対するOPCWによる査察が実施された。我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが確認され、査察報告書においても特段の問題は指摘されなかった。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	21	20	21	33	53
		予算額（補正後）	21	20	21		
		執行額	21	20	14		
		執行率	100.0%	98.9%	66.9%		
		費用総額（執行ベース）	21	20	14		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	経費については、効率的な査察の実施を要請するとともに、経費の使途の確認及び単価の比較等を行うなど、請求内容が適切かどうかについての精査を実施している。また、請求書による支払を行っており、余剰金が生じることもない。					
	見直しの余地	中国遺棄化学兵器の廃棄作業及びそれに対するOPCWによる査察の受入れは、CWCに基づく我が国の義務であること、我が国の積極的な軍縮・不拡散への取組を国際社会に一層アピールする上でも、CWCの査察実施に伴う本件経費を支出する必要がある。 また、中国遺棄化学兵器の廃棄が開始されることから、査察経費の負担及び査察回数が増加する可能性があり、本件経費の増額が必要である。					
予算チームの監視・効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記	査察の期間及び回数については、OPCWが一義的に決定するものであり、我が国が決定できるものではない。						

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		核兵器不拡散条約運用検討会議分担金 (NPT)		案件開始年度	昭和45年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	軍備管理軍縮課	課長 鈴木 秀雄	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	核兵器不拡散条約 (NPT) 第8条3 再検討プロセスの強化に関する決定パラ3 (1995年 NPT運用検討・延長会議決定)		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議の準備会合として、これまでの運用検討会議の決定に基づき、平成21年は第3回準備委員会 (最終の準備会合) を開催するための経費。この会議では、運用検討会議の手続事項 (議題や議長) の合意や、NPTが扱う各分野 (核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用) における議論の収斂を図ることを目的とする。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		第3回準備委員会では、翌年行われる運用検討会議の手続事項 (議題や議長) を決定するとともに、NPT全般及びNPTの各分野 (核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用) における議論の収斂を図り、運用検討会議に向けた勧告案を作成する。開催経費は、会議費、各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等の文書作成費・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。					
実施状況		本件分担金により開催される運用検討会議第3回準備委員会は、5月の2週間、NYにおいて開催され、締約国中135か国が参加した。 本件分担金は、国連通常予算分担率を基本としつつ、核兵器国は全体の55%を負担し、非核兵器国は全体の45%を負担することとなっている。したがって、我が国は、平成21年の国連通常予算分担率 (16. 6%) より低い分担率 (12. 4%) が課されているも、締約国間では米国に次いで第2位の拠出である。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額 (当初)	14	12	13	44	—
		予算額 (補正後)	14	12	13		
		執行額	6	22	13		
		執行率	41.7%	179.0%	100.0%		
		費用総額 (執行ベース)	179	128	135		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	分担金はNPT運用検討会議及び準備委員会の事務局を担う国連軍縮部により管理されており、これらの会合での報告や会議後の支出状況報告において、状況を確認している。					
	見直しの余地	平成22年のNPT運用検討会議では、一層の効率化を図る会議のあり方 (会合期間短縮や公式記録(summary record)の廃止も含む) について議論される予定。					
予算チームの監視・効率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記		平成22年度が大幅な予算増となっているのは、同年度に開催される運用検討会議は、会期は4週間、かつ締約国としての決定権を有する同会議では各国から多数の作業文書提出が見込まれるため。平成19～21年度は運用検討会議のための準備委員会が開催され、会期は2週間である。					

行政事業レビューシート						(外務省)	
案件名		対人地雷禁止条約締約国会議等分担金		案件開始年度	平成10年度	作成責任者	
担当部局		軍縮不拡散・科学部		担当課室	通常兵器室	室長 鈴木 秀雄	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等			
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、97年12月に成立し、我が国は同年12月に署名、98年9月に締結。同条約第14条(費用)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		我が国の分担金は、締約国会議乃至検討会議開催のための経費(通訳、文書の印刷及び配布、その他会議サービス)に活用されている。					
実施状況		毎年150か国以上(締約国は2010年4月現在156か国)及び多数の国際機関が参加する同会議がスムーズかつ効果的に行われている。締約国会議及び検討会議は、条約の実施状況にかかる透明性を保つために重要であるだけでなく、地雷分野の主要ドナー国たる我が国は、我が国が支援している地雷埋設国の取組を聴取するとともに、我が国の取組を国際社会にアピールする貴重な場である。我が国は、累次の締約国会議にビューロー国として参加し、会議の開催の成功に貢献してきている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	13	13	13	35	39
		予算額(補正後)	13	13	13		
		執行額	8	10	18		
		執行率	63.8%	80.6%	139.8%		
		費用総額(執行ベース)	30	39	未報告		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年、支出先である国連欧州本部からの決算報告書で使途を確認している。					
	見直しの余地	我が国は、ODA大綱の重点分野として「平和構築」を掲げており、地雷や小型武器を含む武器の回収及び廃棄は重点課題として扱われている。対人地雷の全面禁止を規定するオタワ条約は、埋設地雷の除去や犠牲者の減少等地雷分野の十分な成果をもたらしており、我が国としても、引き続き、同条約の締約国として、締約国会議等関連会合において、条約の実施状況にかかる透明性を保ち、我が国の地雷埋設国での取組をアピールすることは重要。					
予算監視の・効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記	(過去の成果)昨年は、コロンビアのカルタヘナで第2回検討会議(5年に1度の閣僚級会合)が開催され、残された課題に対する今後5年間の行動指針を示す「2009カルタヘナ行動計画」が採択された。地雷分野における主要ドナー国たる我が国は、同会議において、これまでの地雷除去等被害国での支援を通じて得た教訓と、今後の支援の方向性として、①被害国(者)とのパートナーシップ重視、②産・官・学・民一体の地雷問題への取組、③地雷対策と被害地域開発の包括的アプローチの必要性につき表明した。また、産官学民一体の取組をアピールする観点から、地雷除去機メーカーやCSR活動の一環として地雷問題に貢献している企業やNGOが、政府代表团と共に会議に参加し、会場で日本製地雷除去機等の展示を行った他、被害者並びに条約普遍化に関するシンポジウムを日本NGOと共催した。						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	生物兵器禁止条約会合分担金(BWC)		案件開始年度	平成4年度		作成責任者
担当部局	軍縮不拡散・科学部		担当課室	生物・化学兵器禁止条約室	室長 今給黎 学	
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	BWC運用検討会議最終文書での合意に基づく		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	BWC(生物兵器禁止条約)の分担金を支払うことで条約上の義務を果たすと共に、分担金によって開催されるBWC専門会合及び締約国会合に出席の上、議論に積極的に参加し、我が国の立場を反映させる。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は、同会合に参加する締約国が、国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ、締約国である我が国としては、会合経費を負担する必要がある。					
実施状況	2009年8月24～28日にジュネーブでBWC専門会合が開催され、我が国より生物・化学兵器禁止条約室長及び事務官が出席し、キャパシティ・ビルディングの分野での我が国貢献についてまとめた作業文書を提出し、会合に貢献した。また、12月7日～11日にジュネーブでBWC締約国会合が開催され、生物・化学兵器禁止条約室長及び担当事務官が出席し、関心を共有する国々と共に共同作業文書を提出するなどして、会合に貢献した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	23	14	12	11	11
	予算額(補正後)	23	14	12		
	執行額	4	11	13		
	執行率	15.5%	78.4%	107.5%		
	費用総額(執行ベース)	4	11	未報告		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	BWCの分担金に関しては、毎年秋に前年に要した経費の詳細を付した精算書が届いており、2009年10月にも2008年の精算書が届いた。BWCの現在の毎年の分担金は2006年の第6回運用検討会議において、2010年までの費用を定めた決定に基づくものであるため、実際に要した費用は各国の分担金と若干ズレが生じ得るところ、差額は精算書の届いた年度に支払うことで調整される。163の全加盟国がそれぞれ一定の割合の分担金を支払うものであり、精算書に詳細が明記されていることから、透明性は確保されていると考える。				
	見直しの余地	会議運営はBWCの下での履行支援ユニット(ISU)が行っており、直接の関与はできないが、嵩みがちである資料代等はいかに抑えていくかが課題である。				
予算・チーム監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記	(成立経緯及び目的) 1972年に採択された生物兵器禁止条約(BWC)は、大量破壊兵器の一つである生物兵器及び毒素兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするものであり、生物兵器を包括的に禁止する唯一の多国間の国際的枠組みとして重要なものである。 ただし、BWCは条約の実施を確保する手段に関する規定が不十分であり、かつ常設的な事務局も有していないため、いかに条約を強化するかが大きな課題となっている。この点、2006年11月に開催された第6回運用検討会議(5年に一度)では、年次会合(専門家会合・締約国会合)の開催を含む会期間プロセスについて合意され、条約強化に資する6つの問題について順次議論し、締約国の共通理解を促進することが期待されている。					

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金		案件開始年度	平成4年度		作成責任者
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国際組織犯罪室		室長 岡島 洋之
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条 外務省組織規則第14条		関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」 経済協力開発機構条約第20条2		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融活動作業部会 (Financial Action Task Force: FATF) は、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなったほか、最近では不拡散問題にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、国際的な基準となる「40の勧告」の策定と実施状況の監視、「テロ資金供与に関する特別勧告(9の勧告)」の策定と実施状況の監視、新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、拡散金融についての取組を行っている。 現在のメンバーはOECD加盟国を中心とした33か国・地域、2機関。					
実施状況	組織犯罪は国際社会の脅威となっており、その犯罪収益はさらなる組織犯罪のために運用されることから、我が国としても、OECDの主要なメンバー国として、組織犯罪防止・撲滅のため国際的に協調し、資金洗浄対策及びテロ資金対策に取り組むことが不可欠である。本件分担金は、上記のFATFの活動を支える資金となる。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	10	12	11	10	8
	予算額(補正後)	10	12	11		
	執行額	8	10	8		
	執行率	84.0%	79.3%	75.6%		
	費用総額(執行ベース)	8	10	8		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算は例年、10月の全体会合で提示され、承認を受ける必要がある。また、その際、事務局から前年度予算の執行状況について報告がなされる。				
	見直しの余地	マネーロンダリングやテロ資金対策についてはG8サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられているところ、我が国としても貢献することが重要。 FATFは国際的なマネーロンダリング及びテロ資金供与対策における中心的な枠組みであり、G8はすべて参加している。 我が国は、FATF予算の増加に対しては厳しく対応してきている一方で、加盟国の一員として、分担金の拠出を行う義務がある。				
予算監視・効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金		案件開始年度	平成2年		作成責任者
担当部局	国際協力局		担当課室	地球環境課		課長 水野 政義
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	ウィーン条約第6条3		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）	「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。本条約は1985年3月22日にウィーンで採択され、2010年2月現在、195か国及びECが加盟。我が国については1988年9月30日に国連事務総長に加入書を寄託し、同年12月29日より効力が生じている。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）	条約事務局は、各国からの拠出金を通じ、職員9名で主に以下の業務を実施。 締約国会議の開催（COP：3年に一回）、及びそれに伴うビューロー会合等関連会合の開催 オゾン研究管理者会議の開催（3年に一回） オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動 ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等。					
実施状況	ウィーン条約第6条3の規定に基づき、条約の内容の着実な実施のために、義務的拠出金がUNEPオゾン事務局（ナイロビ）により然るべく執行されている。					
予算の状況 （単位：百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額（当初）	13	13	10	9	9
	予算額（補正後）	13	13	10		
	執行額	13	13	10		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額（執行ベース）	13	13	10		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	3年に一度行われる締約国会議において予算を検証・承認。その際事務局から提出される財務報告書をもって予算執行状況を把握することが可能。また随時必要に応じて財務担当職員に照会を行い、情報の把握に努めている。				
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各締約国と連携し、締約国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。				
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）						
案件名	国際エネルギー・フォーラム(IEF)事務局拠出金		案件開始年度	平成15年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	経済安全保障課		課長 赤松 秀一
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）	外務省設置法第四条第三項 外務省組織令第六十八条第三項		関係する計画、通知等	第8回IEF本会合時に発出された「国際エネルギー・フォーラムからの声明」及び「国際エネルギー・フォーラム事務局の役割と全体的枠組」、国際エネルギー・フォーラム事務局設置規定（2003年第4回理事会にて承認、同年9月28日発効）パラグラフ17第A項		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	原油価格がかつてないほどに高騰する現在の石油市場を安定化させるためには、石油市場の透明性を確保することが重要であり、IEFが取り組んでいる共同石油データニシアティブ（JODI）を、データの質の向上と参加国の拡大を含め一層充実化させていくことが重要であり、我が国エネルギー安全保障の強化のためにも積極的な貢献を行うことが必要。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）	（イ）石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会を提供し、利益の相互関係についての理解を促進する。 （ロ）エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係について、研究を促進し意見交換する場を提供する。 （ハ）健全な世界経済、供給と需要の安定確保、エネルギー資源の世界的な取引の拡大のために、安定したかつ透明性のあるエネルギー市場を促進する。					
実施状況	毎年IEF事務局より我が国に対して分担金の請求書が送付される。これに基づき、我が国の予算成立後に分担金を支払っている。					
予算の状況 （単位:百万円）		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	10	10	10	6	8
	予算額(補正後)	10	10	10		
	執行額	9	9	9		
	執行率	92.9%	92.9%	95.2%		
	費用総額(執行ベース)	9	9	9		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	IEFは、会計年度終了後に外部監査官が財務報告書を作成するため、我が国は、これらの内容を精査・把握している。また、これらを踏まえ、新規予算作成の段階において事業の効率化等を理事会等で主張することにより適正な予算管理に努めている。				
	見直しの余地	資源・エネルギーを輸入に依存し、極めて脆弱なエネルギー環境に依拠する我が国が、グローバルな産消対話の唯一の場であるIEFに参加し続けることは不可欠であると考えるが、理事会などで引き続き効率的な業務運営への働きかけを行っていく。				
予算・チーム監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート (外務省)						
案件名	太平洋経済協力会議拠出金		案件開始年度	昭和63年度		作成責任者
担当部局	経済局		担当課室	アジア太平洋経済協力室		室長 佐々山 拓也
会計区分	一般会計		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第四条第一項 外務省設置法第四条第三項		関係する計画、通知等	太平洋経済協力会議(PECC)日本委員会荒義尚委員長の要請に基づく。		
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	太平洋経済協力会議(PECC)の活動への支援を通じ、環太平洋諸国・地域の相互的経済協力及び安定性、繁栄及び進歩、ならびに同諸国・地域の経済社会的福祉の促進に貢献する。また、平成21年度は、経済危機克服のための知見を集約するとともに、国際場理において我が国の環境技術の優位性を紹介する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)	メンバーとして予め合意された分担率に従い、PECC国際事務局への拠出を行う。また、補正については、上記経済危機克服、環境技術の紹介等を目的とするPECC国際シンポジウムの開催を支援するため、同事務局へ合わせ拠出を行うもの。					
実施状況	通常拠出は、平成22年1月25日付け拠出請求書に対して2月25日送金。補正は平成21年7月28日付けで覚書を交わし、8月27日送金した。PECC拠出金は、事務局運営費の他、PECC総会等国際会議の運営費、国際会議開催時の途上国参加支援等が含まれ、毎年開催されており着実に実施されている。補正は本拠出金を活用し、平成22年3月4-5日に東京にて国際シンポジウムを開催。右結果を踏まえ、提言を取りまとめ、11月のAPEC首脳会議までに提出予定。右シンポジウムにて、武正外務副大臣が開会の挨拶を行った。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(当初)	10	10	9	8	8
	予算額(補正後)	10	10	108		
	執行額	10	10	108		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	費用総額(執行ベース)	10	10	108		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	国際事務局は国際常任委員会の監督下であり、同委員会において国際事務局の毎年の予算を決定し、決算の承認を行う。各メンバー委員会(乃至拠出国政府)は委員会にて合意された額を拠出する。委員会はPECC中央基金の管理を行うとともに、毎年メンバー活動に係るタスク・フォース毎の要請額の取り纏めを行い、拠出された資金の配分を決定する。 補正については、通常拠出金とは別に報告書の作成を指示し、状況把握に努めている。				
	見直しの余地	通常の拠出は定められた分担率に基づき各メンバー国・地域が負担する義務的性格があり、引き続き拠出を行う必要がある。 補正については、拠出の枠組みについてPECC国際事務局側と覚書を交わす等、十分且つ慎重な調整が行われている。実施面においても当省との緊密な調整が行われている。				
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		常設仲裁裁判所（PCA）分担金		案件開始年度	昭和26年度	作成責任者	
担当部局		国際法局		担当課室	国際法課	課長 三上 正裕	
会計区分		一般会計		上位政策	国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	国際紛争平和的处理条約第50条		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		我が国は、国際社会における各種司法制度を積極的に活用した紛争の平和解決を重視してきており、国際社会における「法の支配」を推進してきている。本裁判所は、交渉によっては解決し得ない国際紛争を、国家が選定する裁判官が、法の尊重を基礎として処理することを目的としている。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		本裁判所分担金の拠出は、国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保し、国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。					
実施状況		本裁判所設立以来、2009年までに公表されているものだけで57件の事件が扱われている。とりわけ近年、係属件数が過去最高を更新し続けるなど、利用が高まっており、また、平成22年度には「宇宙紛争に関する選択規則」作成の検討作業が予定されるなど、その活動領域も広がっている。 これに対し我が国は、設立以来の主要分担金拠出国として、PCAの最高決定機関である常設評議会において、PCAの運営上の問題全般にわたる議論に積極的に参加してきた。また、これまで継続して本裁判所判事を指名してきており、現在も、山本草二（前国際海洋法裁判所判事）、安藤仁介（京都大学名誉教授）、小和田恒（国際司法裁判所所長）、柳井俊二（国際海洋法裁判所判事）の4名を任命している。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	7	9	8	7	7
		予算額（補正後）	7	9	8		
		執行額	7	9	8		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	7	9	8		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	分担金の使途については、予算及び決算の各段階で全締約国が参加する財務委員会による審議、及び常設評議会における採択という過程を通し、把握がなされている。また、これら以外にも、在蘭大法務担当書記官から、PCA国際事務局に対し、しばしば非公式の照会及び申し入れを行うほか、主要分担金拠出国でPCA財政問題を含むテーマについて非公式の会合を持つことで意見・情報の収集に努めている。					
	見直しの余地	PCAは近年急激に活動領域を拡大し、取扱件数を増加させるなど、仲裁裁判の利用促進を通じた国際社会における「法の支配」の推進への貢献度を高めている。これに合わせ、財政に関する方針にも変更が求められており、2010年にはPCAの将来的方針及び財務問題に関する検討会を数次にわたり開催し、財政を含む今後のPCAのあり方について締約国及び国際事務局の間で議論がなされる予定である。我が国としてもこれら会合に積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っていく。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)

案件名		アジア欧州財団拠出金 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION)	案件開始年度	平成9年度	作成責任者		
担当部局		経済局	担当課室	アジア欧州協力室	大久保 雄大		
会計区分		一般会計	上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)		外務省設置法第4条三	関係する計画、通知等	ASEM第1回首脳会合議長声明、アジア欧州財団に関する外相宣言、ASEM第6回首脳会合議長声明			
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)		ASEMの唯一の常設機関であるアジア欧州財団 (ASEF) に対して、事務局運営経費の資金拠出を行うことにより、アジア・欧州間の人的、知的、文化交流活動を支援するとともに、ASEMプロセスにおける我が国の影響力・発言力を強化する。					
案件概要 (5行程度以内。別添可)		ASEM参加国・機関の政治的・道義的義務とされているアジア欧州財団 (ASEF) 事務局運営経費を負担するための資金拠出を行う。ASEF事業の実施のための足腰となる人件費を含む事務局運営経費に然るべきレベルの資金拠出を行うことにより、アジア・欧州間の人的、知的、文化交流の促進に寄与し、我が国によるASEMプロセスへの具体的な貢献を示す。					
実施状況		1. 箇所数: 1箇所 (アジア欧州財団 (ASEF)) 2. 件 数: 1件 (義務: 8,844,404円 (\$85,868)、任意: 3,027,067円 (\$29,389)、合計: 11,871,471円 (\$115,257)) 3. 執行額: 11,871,471円 (\$115,257)					
予算の状況 (単位: 百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額 (当初)	6	8	7	9	8
		予算額 (補正後)	6	8	7		
		執行額	7	7	9		
		執行率	125.4%	97.3%	122.2%		
		費用総額 (執行ベース)	7	7	9		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	事務局運営経費の支出状況については、2年に3回の頻度で我が国を含む各国の理事が出席して開催されるASEF理事会に報告されており把握している。					
	見直しの余地	ASEFの持続的な財政運営のためには、今後とも我が国が然るべきレベルの拠出を行っていく必要があるが、ASEFに対しても理事会等の機会を通じて、事務局運営経費の節約に努めるよう働きかけを行っていく所存。					
予算監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記	平成21年度機構改革によりアジア欧州協力室は欧州局へ移管された。(平成22年度以降は、欧州局予算。)						

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）分担金		案件開始年度	昭和32年度	作成責任者	
担当部局		国際法局		担当課室	国際法課	課長 三上 正裕	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	アジア・アフリカ法律諮問委員会規程第7条		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		国際法の分野におけるアジア・アフリカ諸国の意見を収斂し、国際社会に反映させる役割を担っているAALCOの活動を支持し、我が国に期待される役割を積極的に果たすことにより、我が国としてのプレゼンス、リーダーシップを発揮すること。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		AALCOは、加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。我が国としても、設立以来の加盟国としてこうした議論を積極的にリードし、我が国の意見を反映させる。					
実施状況		AALCOは毎年1回の総会に加え、国際法分野における加盟国間の理解、議論を深めるため、各種セミナーやワークショップを実施している。我が国との関係では、例えば、2006年の第45回総会において事務局や関係国へ我が国が根回しした結果、復活させ、同年11月に開催された海洋法に関する専門家のワークショップにて兼原立教大学教授が境界画定に関する発表を行うなど、議論に大きく貢献した。また、2009年3月及び2010年3月にはAALCOとの共催により国際刑事裁判所（ICC）に関するセミナーを行い、アジア・アフリカの議論をリードした。					
予算の状況（単位：百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	7	7	6	6	6
		予算額（補正後）	7	7	6		
		執行額	7	7	6		
		執行率	100%	100%	100%		
		費用総額（執行ベース）	7	7	6		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	我が方が在インド大の政務担当書記官がリエゾン・オフィサーとしてAALCOと緊密に連携をとりつつその活動状況を把握している他、我が国は同大使館の公使又は参事官を代々AALCO事務次長として派遣しており、在印大、本省とともに同事務次長を通じてAALCOの活動状況を細かくフォローしている。					
	見直しの余地	AALCOは、我が国が国際法分野における外交を遂行し、国際社会における法の支配を推進する上で、「ローコスト・ハイリターン」なツールの一つ。より計画的かつ確実な予算執行となるよう、引き続き指導していく。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局		総合外交政策局		担当課室	人権人道課	課長 志野 光子	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条		関係する計画、通知等	ジュネーブ諸条約第1追加議定書第90条7		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲の軽減に寄与することを目的とするもの。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた（第90条）。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。					
実施状況		本委員会の活動として年次会合、作業部会の開催及び広報活動等があり、平成21年度もこのような活動のための拠出を行った。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（当初）	4	5	6	5	5
		予算額（補正後）	4	5	6		
		執行額	4	5	5		
		執行率	100.0%	100.0%	90.5%		
		費用総額（執行ベース）	4	5	5		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	毎年提出される報告書により確認を行っている。					
	見直しの余地	第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っているが、予算案に対して精査を行っている。					
予算チームの監視・所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名	アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ (APG) 分担金		案件開始年度	平成13年度	作成責任者		
担当部局	総合外交政策局		担当課室	国際組織犯罪室	室長 岡島 洋之		
会計区分	一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条 外務省組織規則第14条		関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「テロの未然防止に関する行動計画」 APG実施規則メンバー要件第6条			
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。 3行程度以内)	アジア太平洋マネーロンダリング対策グループは、FATFによって設定された国際的な基準・勧告をもとに、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進、対策が不十分な国・地域に対する技術支援・研修等に取り組むための協力枠組み。						
案件概要 (5行程度以内。別添可)	FATFによって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象に相互審査(メンバー同士でマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・環境についての審査を実施)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換を行う)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を集めるセミナー等)を実施。						
実施状況	FATFの枠組みで行われている資金洗浄・テロ資金対策を同枠組みに参加していないアジア・太平洋諸国の間でも推進していく必要がある。我が国はアジア・太平洋地域における主要国としてこうしたAPGの活動を支えていくため、本件分担金を拠出した。						
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	3	4	3	4	3
		予算額(補正後)	3	4	3		
		執行額	3	4	3		
		執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
		費用総額(執行ベース)	3	4	3		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	予算は例年、7月の全体会で提示され、承認を受ける必要がある。また、その際、事務局から前年度予算の執行状況について報告がなされる。					
	見直しの余地	マネーロンダリングやテロ資金対策についてはG8サミットでも主要な問題の一つとして取り上げられているところ、我が国としても貢献することが重要である。 第3回年次会合において実施規則が改正され、予算の分担をメンバー国の資格要件に含めることが合意されたため、予算を分担しなければ我が国のAPGメンバーシップが停止される。 我が国は、APG予算の増加には厳しく対処してきている一方で、加盟国の一員としてその活動を支える義務があり、メンバーシップを停止される場合には、我が国のマネーロンダリング対策に対する姿勢が国際的に問われることになる。					
予算監視の所見 チームの効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート (外務省)							
案件名	国際民間航空機関拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局	領事局		担当課室	旅券課	課長 川村 修行		
会計区分	国際分担金其他諸費		上位政策	国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国際民間航空条約第54条(f)及び第175会期理事会ICAO PKDの設置決議		関係する計画、通知等				
案件の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	IC旅券は、ICに格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティ性が向上した旅券である。右検証にはIC旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、同鍵を集中管理するICAO PKD (Public Key Directory: 公開鍵管理ディレクトリ)に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空界会社等に我が国IC旅券の公開鍵を確実に提供することを目的とする。						
案件概要 (5行程度以内。別添可)	ICAO PKD参加には、参加申請が承認された後、自国の公開鍵登録システムを設置し、同システムの動作確認、所定の登録費・参加費の支払い及び公開鍵の登録を行う。PKD参加国は3ヶ月毎に公開鍵と右失効リストの更新を行い、PKD運用経費(固定)と事務局経費(参加国で均等に分担)を支払わなければならない。PKDの運営方針はPKD理事会によって決定され、運営はICAO事務局に委託されている。システムの構築、運用は請負企業によって行われている。						
実施状況	我が国はICAO PKD設立(平成19年)当初から同PKDに参加しており、PKD理事国の一つとして、PKDの運用規則、覚え書き及び新技術スキームの策定等に係る協議への参画を行ってきた。平成21年末においてPKD参加国は16カ国であるが、EU諸国に対してPKD参加が勧告されており、今後参加国の大幅な増加とが見込まれる。これに伴い、PKDの有用性が更に高まるものと予想される。						
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	11	11	2	5	5
		予算額(補正後)	11	11	2		
		執行額	11	4	2		
		執行率	100%	34%	100%		
		費用総額(執行ベース)	11	4	2		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	ICAO PKDの運営に関する予算及び決算はICAO事務局が作成し、PKD理事会による承認を受ける仕組みとなっており、これら関連資料はPKD参加国に等しくメールによって配信されている。財務関連の状況把握はPKD理事会会合はもちろんのこと、メール審議においても可能であり、支出先・使途は明確かつ適当である。					
	見直しの余地						
予算監視の所見率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		コロンボ計画分担金		案件開始年度	昭和31年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	国別開発協力第1課	課長 清水 茂夫	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3項		関係する計画、通知等	コロンボ計画憲章第8章4条(a)		
案件の目的 （目指す姿を簡潔に。 3行程度以内）		コロンボ計画には、ASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南アジア地域協力連合)諸国の26か国が参加し、2011年に60周年を迎えるなど、小規模ながらも確立された堅固なネットワークを有している。コロンボ計画は、我が国のイニシャティブの下、東南アジア地域から南アジア地域への南南協力の推進を活動の中心に置いているため、同機関への支援は我が国がODA大綱に掲げる南南協力の積極的な推進に資する。					
案件概要 （5行程度以内。別添可）		コロンボ計画の事務局経費(分担金)を拠出。分担金は全加盟国による一律同額負担。					
実施状況		2008/09年度は、現事務局長の強力なリーダーシップの下、事業の組織化、他の援助機関との連携強化、ブルネイの新加盟、国際スタッフの採用、事業実施数・参加者の増加などが行われ、また、加盟国代表者が出席する第41回協議委員会、定例の審議会を2回、行財政委員会が1回、開催された。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	2	2	2	2	2
		予算額(補正後)	2	2	2	2	
		執行額	2	2	2	2	
		執行率	100%	100%	100%	100%	
		費用総額(執行ベース)	42	49	43	43	
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	活動報告書は年一回、加盟国に配布。報告書案は公表前に審議会で審議されるため、会計報告で不明な点・不正確と思われる点があれば我が方からも指摘し、説明・修正を求めている。 予算案(二カ年)は審議会で議論・承認を経て協議委員会(隔年)で承認されるが、予算が無駄を十分に省いているものであることを確認するため、事務局に対して不明な点は説明を求め、加盟国の理解が得られるまで繰り返し審議会で検討している。その他、最新情報が必要な際には当方から個別に当該時点での会計報告を求めている。					
	見直しの余地	分担金の残高につき不明確な点があったために、2009年4月の第262回審議会において、我が国の提案で、分担金残高の取扱に関する規則を制定。同時に、事業実施のための任意拠出金残高の取扱について、審議会の承認事項とする規則を制定するなど、財政規律は改善された。 ただし、事務局の活動や事業実施の会計・活動報告書について、他の加盟国の意見も参照しつつ、より精度・透明度の高いものを求めるべきと考えている。					
予算チームの監視の効率化	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。						
補記							

行政事業レビューシート（外務省）							
案件名		南極条約拠出金		案件開始年度	平成18年度	作成責任者	
担当部局		国際協力局		担当課室	地球環境課	課長 水野 政義	
会計区分		一般会計		上位政策	経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費		
根拠法令（具体的な条項も記載）		外務省設置法第4条第3		関係する計画、通知等	南極条約事務局設置措置及び同本部協定並びに第26回南極条約協議国会議決定		
案件の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		南極条約事務局は、2001年の第24回協議国会議でアルゼンチンのブエノスアイレスに設置することを決定。2004年の第27回協議国会議で初代事務局長を選出、同年9月より業務開始。事務局は、南極環境の保護および南極に於ける科学研究の自由と国際協力の確保のために、南極条約協議国の観測活動や南極条約体制下の交渉に関する情報総括、協議国会議の運営等により、南極条約体制を円滑ならしめることを目的として運営されている。					
案件概要（5行程度以内。別添可）		職員9名で、主に協議国会議の開催(年一回)、ウェブサイトの運営、ディスカッションフォーラムの運営、各国活動報告のとりまとめ、公開を実施。南極条約関連活動に対する拠出金は外務省・文科省・環境省で3分の1ずつ負担。					
実施状況		事務局の設置を定めた「措置1(2003)」の規定に基づき、南極条約・環境保護議定書の内容の着実な実施のために、義務的拠出金が南極条約事務局(ブエノスアイレス)により然るべく執行されている。					
予算の状況 (単位:百万円)			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額(当初)	1	0.6	1	1	2
		予算額(補正後)	1	0.6	1		
		執行額	2	0.6	0.7		
		執行率	142.8%	100.0%	59.0%		
		費用総額(執行ベース)	2	0.6	0.7		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	毎年行われる協議国会議において予算を検証・承認。その際事務局から提出される財務報告書をもって予算執行状況を把握することが可能。また随時必要に応じて財務担当職員に照会を行い、情報の把握に努めている。					
	見直しの余地	我が国同様分担金を拠出する各協議国と連携し、協議国会議の場を活用し、事務局に対して一層の業務効率化を求める。					
予算チームの監視・所見率化		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し。					
補記							